

千代田区界限別・重点地区 景観まちづくりガイドライン



界限ごとの歴史・文化・自然を引き継ぎ
首都としての風格と活気を創出する。



CHIYODA CITY

令和3年3月

I. ガイドラインについて	1
1. ガイドラインの位置づけ	1
2. ガイドラインの構成及び活用方法	2
II. 全界限共通	7
1. 地形と水・緑	8
2. 界限特性と景観特性	9
3. 全界限共通の指針	10
III. 地域・界限別	13
i. 美観地域	14
1. 地形と水・緑	15
2. 街並みと土地利用の変遷	17
3. 美観地域の色彩基準	21
4. 界限の景観の特性及び景観形成の方向性・指針	22
● 界限 1 皇居界限	23
● 界限 2 大手町・丸の内・有楽町界限	27
● 界限 3 霞が関・永田町界限	34
● 界限 4 千鳥ヶ淵界限	40
● 界限 5 九段・竹橋界限	45
ii. 麹町地域	51
1. 地形と水・緑	52
2. 街並みと土地利用の変遷	54
3. 麹町地域の色彩基準	57
4. 界限の景観の特性及び景観形成の方向性・指針	58
● 界限 6 紀尾井町界限	59
● 界限 7 麹町・番町界限	64
● 界限 8 飯田橋・富士見界限	69
iii. 神田地域	75
1. 地形と水・緑	76
2. 街並みと土地利用の変遷	78
3. 神田地域の色彩基準	81
4. 界限の景観の特性及び景観形成の方向性・指針	82
● 界限 9 神保町・三崎町界限	83
● 界限 10 御茶ノ水・駿河台界限	89
● 界限 11 神田界限	95
● 界限 12 外神田・秋葉原界限	101

IV. 景観重点地区	107
1. 景観の特性及び景観形成の方向性・指針	109
●重点1 美観地域重点地区	109
●重点2 外濠重点地区	110
●重点3 神田川・日本橋川重点地区	116
2. 景観重点地区の色彩基準	122

■基礎資料 千代田区の街並みのうつりかわり

I 千代田区の景観まちづくり	1
II 千代田区の街並みのうつりかわり	3
1. 千代田区の概況と千代田城の形成	3
2. 江戸のまちと大江戸の形成	5
3. 近代のまちづくり（1808～1923 年）	7
4. 震災復興（1923～45 年）	11
5. 戦災復興（戦後～1950 年代）	15
6. 高度経済成長期（1960～70 年代）	17
7. バブル期（1980～90 年代）	21
8. 都市再生期（2000 年代～）	23

I. ガイドラインについて

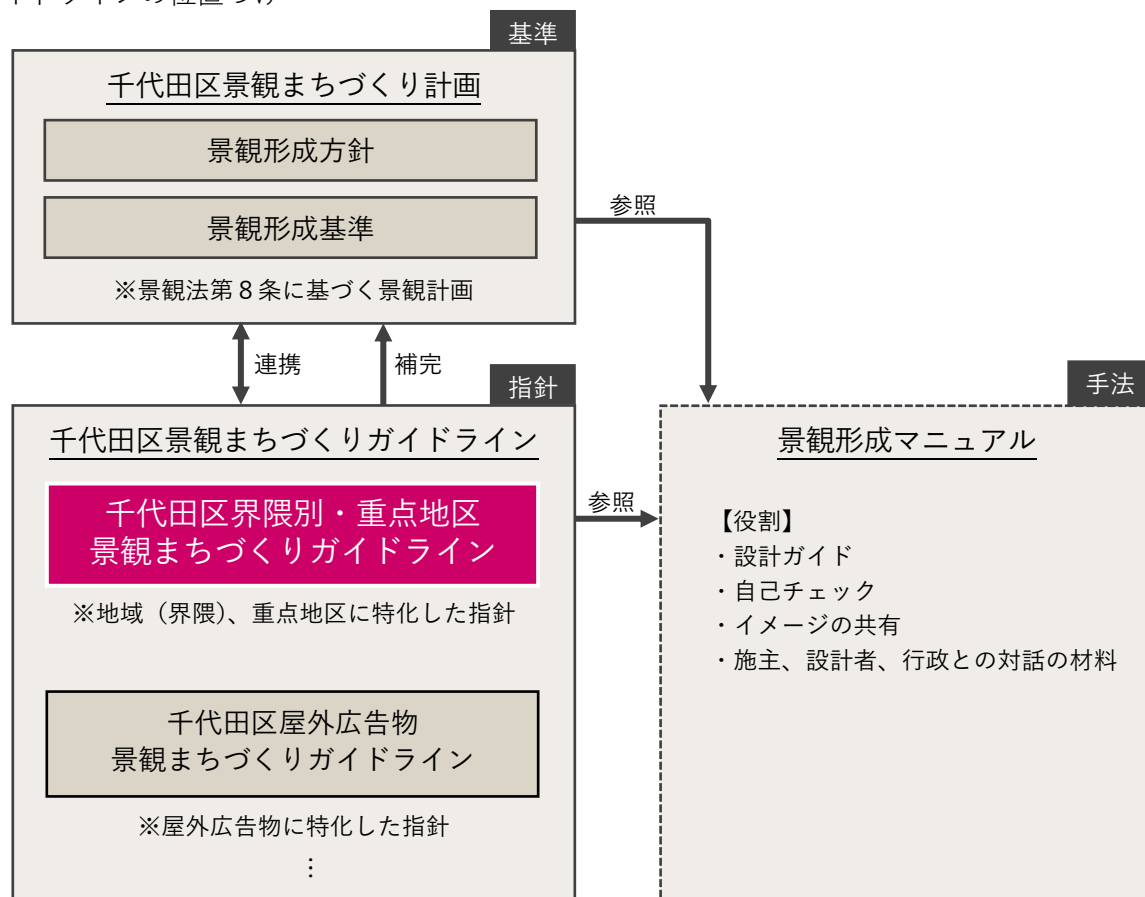
1. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、千代田区の景観まちづくりの考え方や方向性、配慮事項等を示したものであり、「千代田区景観まちづくり計画」で定める景観形成基準を補完する役割を有しています。また、「景観まちづくりガイドライン」の一部であり、建築物等に関する指針で「境界」及び「景観重点地区」に特化した内容となっています。

本ガイドラインで示す指針は、「景観形成マニュアル」から重要なキーワードを抽出して、境界の特性等を加味した配慮すべき内容を整理したものであり、千代田区及び景観アドバイザーと景観まちづくり協議を進める上で重要な内容です。

ガイドラインやマニュアルを活用した協議により個々の建築計画等をリレーのようにつなげることで、風格ある都心景観の創造を図ります。これにより、地域生活の向上、持続可能な地域の繁栄に寄与することを目指します。

■ ガイドラインの位置づけ



2. ガイドラインの構成及び活用方法

本ガイドラインは、以下に示す4段階構成となっています。

「Ⅰ. ガイドラインについて」では、ガイドラインの使い方等の概要、「Ⅱ. 全境界共通」では千代田区全域を対象とした指針等を整理しています。

また、「Ⅲ. 地域・境界別」では、「千代田区景観まちづくり計画」を踏まえ、区を美観地域、麹町地域、神田地域の3つに大別し、さらに、地形や各地域の成り立ち、景観特性等を考慮して12の境界を対象とした指針等を整理しています。

千代田区では、首都としての多様な機能の集積や緑や水辺、江戸城の史跡等の貴重な景観資源が存在しており、特に地域の個性や景観資源を活かした景観形成を図るための地区として3つの「景観重点地区」が指定されています。このため、12の境界とは別に、3つの景観重点地区についても別途「Ⅳ. 景観重点地区」の中で、指針等を整理しています。

Ⅰ. ガイドラインについて

本ガイドラインの概要

Ⅱ. 全境界共通：千代田区全域（景観重点地区を含む）

区内での建築行為等にあたっては基本的事項として配慮すべき、全境界に共通する事項（指針等）

Ⅲ. 地域・境界別：3つの地域・12の境界

各地域、各境界での建築行為等にあたって配慮すべき、基本的事項（指針等）

i. 美観地域

5つの境界に細分化

ii. 麹町地域

3つの境界に細分化

iii. 神田地域

4つの境界に細分化

Ⅳ. 景観重点地区：3つの地区

各景観重点地区での建築行為等にあたって配慮すべき、基本的事項（指針等）

美観地域重点地区

外濠重点地区

神田川・日本橋川
重点地区

■本ガイドラインの活用方法

実務者は、建築計画等を行う敷地がどこのエリアに該当するか確認した上で、以下のポイントに従い、「指針」等の内容に適合する計画としてください。

地域・境界の特性

千代田区は江戸時代から続く歴史をもとに市街地が形成されているため、指針の背景となる、全境界共通及び地域、境界の特性（地形や土地利用変遷等）について十分理解したうえで、計画や設計にあたってください。併せて、基礎資料「千代田区の街並みのうつりかわり」も参照してください。

3つの「指針」と景観形成マニュアル

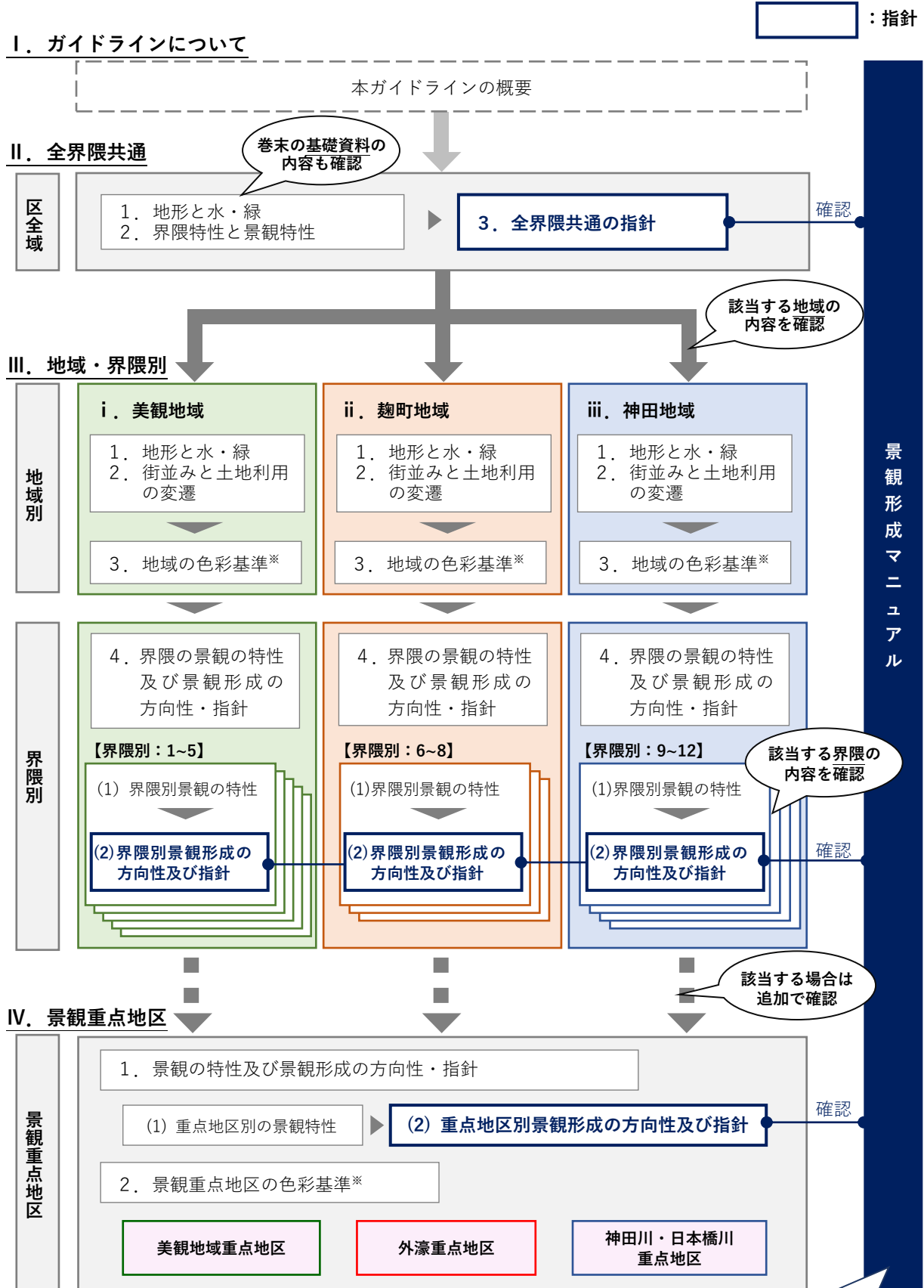
建築計画等を行う際は、千代田区全域を対象とする「II. 全境界共通」の指針及び、「III. 地域・境界別」の指針、さらに、「IV. 景観重点地区」の指針を踏まえた計画・設計としてください。

併せて、「景観形成マニュアル」を確認し、指針を踏まえた対処・手法例を参照して協議で活用してください。「景観形成マニュアル」と本ガイドラインの関係は、4ページに示します。

色彩基準の反映

地域ごとの色彩基準は、「千代田区景観まちづくり計画」で定めている色彩基準を再掲しているものです。本基準は、法的根拠を有するため、遵守してください。

■「指針」の確認の流れ



※千代田区景観まちづくり計画より再掲

景観形成マニュアルの個々のキーワードは、境界等の具体的な場所に対応しており、質の高い環境形成につながるような言葉を取りまとめている。

3つの地域と12境界の位置図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交第 44 号

美観地域

- 境界 1 皇居境界
- 境界 2 大手町・丸の内・有楽町境界
- 境界 3 霞が関・永田町境界
- 境界 4 千鳥ヶ淵境界
- 境界 5 九段・竹橋境界

麹町地域

- 境界 6 紀尾井町境界
- 境界 7 麹町・番町境界
- 境界 8 飯田橋・富士見境界

神田地域

- 境界 9 神保町・三崎町境界
- 境界 10 御茶ノ水・駿河台境界
- 境界 11 神田境界
- 境界 12 外神田・秋葉原境界

景観重点地区の位置図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交第 44 号

美観地域重点地区

内濠を取り巻く地域で、美観地域の全域。

【境界 1～5 の全域】

外濠重点地区

江戸城外堀跡史跡の部分と、史跡から 200m の陸上の区域を合わせた部分。

【境界 3、4、6～8 の一部】

神田川・日本橋川重点地区

神田川・日本橋川の部分と、河川の両側からそれぞれ 30m の陸上の区域を合わせた部分。

【境界 2、5、8～12 の一部】

<参考> 景観形成マニュアルの「キーワード」について

景観形成マニュアルは、景観形成方針・基準を補完するツールとして、配慮事項や設計時の手がかりを示しており、千代田区の『都市環境の質』と『まちの個性』をあらわす言葉（キーワード）から構成されています。

本ガイドラインの「景観まちづくり指針」の中で、関連する景観形成マニュアルのキーワードを掲載しているので、別冊の景観形成マニュアルも確認し、設計行為（基本設計・実施設計）等の手がかりとして活用してください。

表 景観まちづくりの目標別キーワード一覧

観点 スケール	1 歴史を刻む場所	2 育む自然	3 多様な境界	4 豊かなつながり	5 首都の風格
	江戸から引き継がれたまちの歴史的構造を活かす	江戸-東京の歴史を伝える水辺と緑の自然を活かす	山の手と下町に展開するまちの個性を活かす	都心に生きる人々に活気とやさしさを与える	首都として風格ある都心の美しさを創出する
地域	- 歴史の継承と創造 - 眺めの映える場所 - 人を育む場所 - 心のより所	緑と水の環	- まちの多様性 - 広場から広場	- 大きな人の輪 - あかりをつなげる	- 都市の門 - 通りの秩序 - 目標となる建造物
街区	敷地の履歴	- 地形の継承 - つながる緑 - 水辺のにぎわい	- 路面のにぎわい - 路地を活かす - 歩行路のつながり - まちと共感する広告	- つなげるやさしさ - 祭りの場 - 夜のにぎわい - 向こう三軒両隣り - 子どもの笑い声 - 人が集う場所	- 壁面の連なり - 中心にふさわしい広場
外構	- 年輪を重ねた樹 - 敷地の記憶を継承	- 水のある場所 - 開かれた緑 - 季節を感じる草花 - 見え隠れの庭	- 表と奥の表情 - 見えない駐車場 - 広場の設え	- 小さな人だまり - 居心地の良い場所 - 座れる場所 - 安心のあかり	迎への設え
建築	- 見切りのデザイン - 壁の表情 - 語りかける細部 - 年輪を重ねる材料	- 窓辺の緑 - 屋上の庭	- 間口の分節・高さの分節 - 目立たない設備 - 建物を活かす広告 - 馴染む色彩	人の気配	- 大きな構え - 柱の表情 - 品格ある光

■景観形成マニュアルのキーワードの記載場所

「全界限共通」の景観まちづくり指針

景観構成要素	指針	景観形成マニュアル【キーワード】
配置	●皇居や外濠公園、街路樹等の緑、内濠、神田川・日本橋川等の水辺と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすること。	つながる緑 水辺のにぎわい 水のある場所

「界限別」、「重点地区」の景観まちづくり指針（界限1より抜粋）

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
心のより所	この界限には、石垣、土塁、城郭御門などの江戸期以来の歴史的な景観資源が数多くあり、心のより所ともなっている。	- 城郭御門や橋梁などの歴史的建造物を重要な資産として積極的に維持・保全すること。 ●景観資源の周辺では、その資源が引き立つ配置、高さ・規模、形態・意匠、外構となるよう工夫すること。

II. 全界隈共通

本章では、千代田区全域（12 界隈、3 重点地区）において共通する事項を示します。

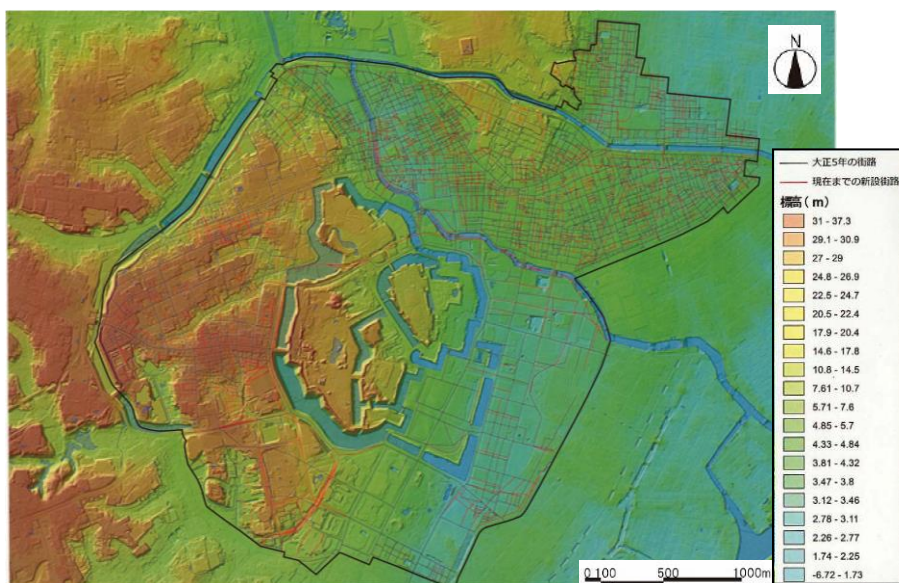


※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

1. 地形と水・緑

(1) 地形

千代田区の地形は、皇居を中心とした東部の低地と、西部の台地に大別できます。低地は、日比谷入江を埋め立てた日比谷から大手町界隈と、江戸前島の一部であった神田から飯田橋界隈で構成されています。台地は、麹町界隈や国会議事堂周辺に広がっていますが、番町や溜池周辺などでは、小さな谷が入り組み、やや複雑な地形を形成しています。



千代田区の地形

(2) 水と緑

千代田区には、皇居を中心に、豊かでまとまった緑が存在しています。皇居、皇居東御苑、皇居外苑、北の丸公園といった内濠に囲われた緑を核として、日比谷公園、靖国神社など大規模な緑地・オープンスペースが連なっています。

また、幹線道路や濠、河川、並木道等は、水と緑の骨格軸として重要な要素です。ヒートアイランド現象を解消するための「風の道」としての役割も期待されています。

■ 主な公園・緑地



出典：千代田区景観まちづくり計画

3. 全界限共通の指針

全界限共通の指針を以下に示します。指針は景観構成要素ごとに示しており、「千代田区景観まちづくり計画」との整合を図っています。特に、指針内の「●」表示の内容は、「千代田区景観まちづくり計画」の項目別景観形成基準であるため、順守する必要があります。その他の指針についても、敷地形状や建築規模等を考慮し、できる限り指針に適合した計画・設計としてください。

また、指針の内容を補完する資料として、「景観形成マニュアル」の関連するキーワードを合わせて整理しているので、建築計画の検討や景観まちづくり協議においては、これらのキーワードも活用してください。

景観まちづくりの指針

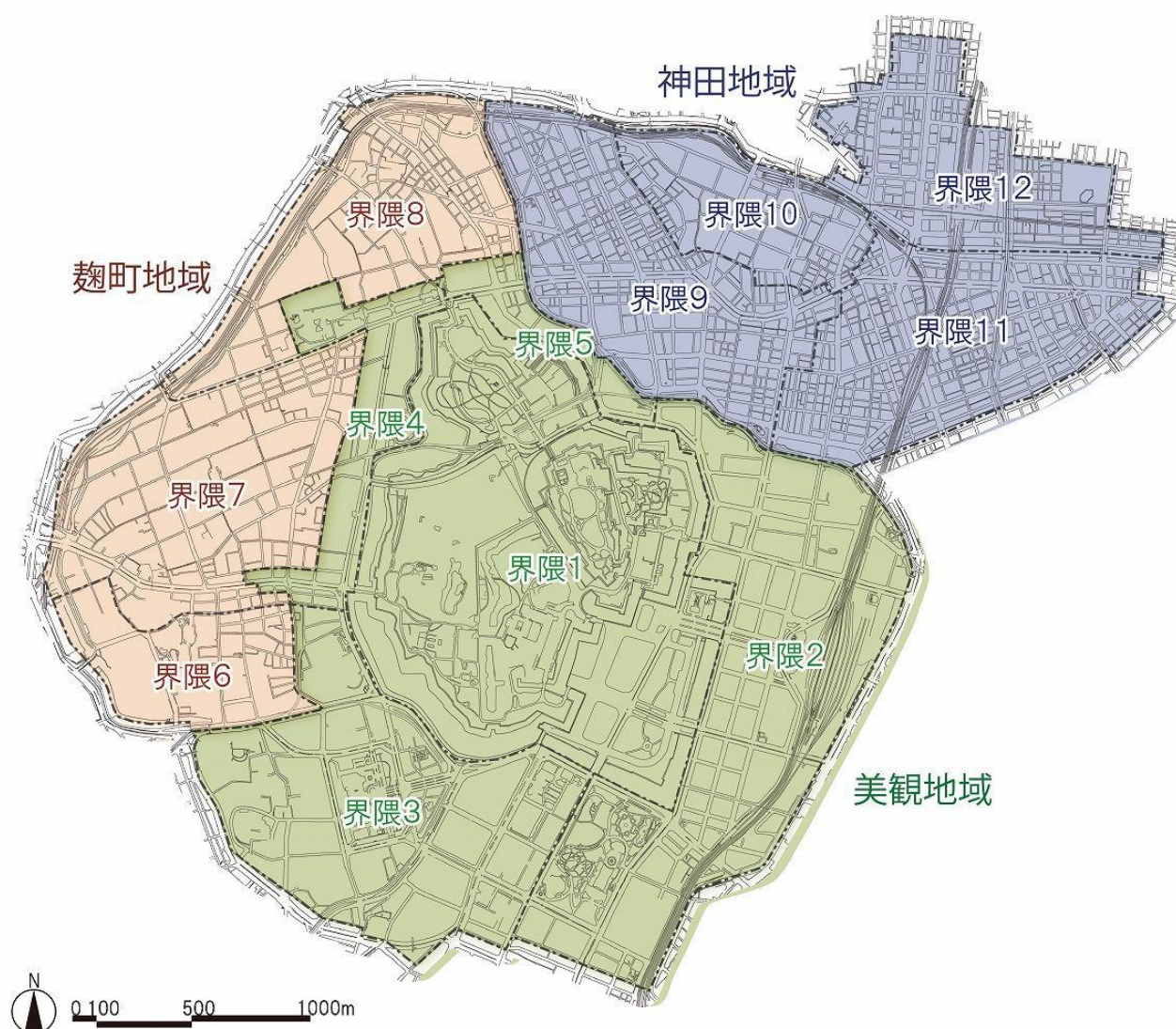
景観構成要素	指針	景観形成マニュアル 【キーワード】
配置	●皇居や外濠公園、街路樹等の緑、内濠、神田川・日本橋川等の水辺と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮した配置とすること。	つながる緑 水辺のにぎわい 水のある場所
	●街並みのリズムを確保するため、建築物の壁面の位置や間口の尺度は通りや隣接地と協調させること。	壁面の連なり 間口の分節・ 高さの分節
	●敷地内や周辺に歴史的な遺構や残すべき自然などがある場合は、これを活かした建築物の配置とすること。	年輪を重ねた樹
	●駐車場・駐輪場は、通りから直接見えないように配置する計画とすること。 ・歩道を大きく寸断する開口部や車路は避けること。	見えない 駐車場
高さ・規模	●周辺の主要な眺望地点（道路、河川、公園など）からの見え方を検討し、周辺の建築物群で構成されるスカイラインと調和を図ること。	向こう三軒両隣り 間口の分節・ 高さの分節
形態・意匠・ 色彩	●形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、歴史的な資源や樹木、向こう三軒両隣りの建築物等との調和を図ること。 ●見合いなど建物と建物の関係に配慮し、開口部や設備等の位置や大きさに配慮すること。	向こう三軒 両隣り
	●屋外階段は、通りなどの公共空間から見える位置には設置しないように配慮すること。やむを得ず設置する場合は、建築物等と一体的な意匠とするよう工夫すること。	表と奥の表情
	●バルコニー、ベランダは、洗濯物や室外機が公共空間から見えにくい構造、意匠とするよう工夫すること。	目立たない 設備
	●外観の色彩は、景観まちづくり計画で示す別表1及び2の基準に適合すること（本ガイドラインの p.21、p.57、p.81、p.122 にも掲載）。 ●壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。 ●建築物の高層部は広域的な影響を踏まえ、近隣のみならず遠方からの見え方に配慮するとともに、鮮やかなアクセント色等を用いないこと。 ●地域の特徴を踏まえ、建物単体の配色及び周辺建物との関係において、色彩の対比が強くないよう配慮すること。 ●歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。	馴染む色彩

景観構成要素	指針	景観形成マニュアル【キーワード】
	●ガラスを用いる場合は、建築物の外観や周辺の街並み、緑や水辺等の自然要素との調和を図ること。 ・地域特性に合った材料を積極的に使用するよう努めること。 ・低層部は特に肌触りの良いやさしい材料を用いること。 ・歴史的建造物等の建て替えなどで、利用できる材料があれば適切な場所に再利用すること。	年輪を重ねる材料 壁の表情
	●建築物の屋上や外壁部、外構に附帯する設備は、建築物と一体的に計画するか、歩行者や水平方向からの見え方に配慮し、緑化や目隠しなどによる修景を行うこと。ただし、目隠しが周辺の建築物群の高さから突出した高さとならないよう配慮すること。 ・外構に附帯する設備は歩行者からの見え方に配慮し、公共空間から見えにくい配置とすること。	目立たない 設備
	●駐車場・駐輪場（コミュニティサイクル用のサイクルポートを除く）は、見えにくい構造、意匠とするよう工夫すること。 ・立体駐車施設、建物内駐車施設は、建築物本体と一体的に見えるよう、素材や色彩に配慮すること。	見えない 駐車場
	・建築物の頂部は、地域のスカイラインに配慮してデザインすること。	見切りのデザイン
	・壕や河川など水辺に面する敷地では、建物の水辺側にも正面性を持たせると同時に、道路側から敷地や建物を通して、水面の側を見せたり感じたりできるように工夫すること。	水辺のにぎわい
	・街路灯と調和する落ち着いた店舗照明、家あかり（エントランス照明、窓あかり等）等を積極的に活用し、通りなどの空間を演出するよう配慮すること。ただし、周辺の住環境に配慮し、過度な照明等は控えること。 ・低層部店舗の表情やにぎわい感を連続させるよう配慮すること。	夜のにぎわい 安心のあかり 人の気配 路面のにぎわい
	・看板・広告類は、照明計画を含め、建築物のデザインを尊重して設置すること。 ・広告物の表示・掲出を行う際には、『千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン』の基準に従うこと。	まちと共感する 広告 建物を活かす広告 夜のにぎわい
公開空地・ 外構等	●外構計画は、周辺の敷地や道路、公園や水辺など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とすること。	向こう三軒 両隣り
	●皇居の緑やオープンスペース、街路樹の緑などとのつながりを持った緑地や空地を確保したり、建築物の壁面や屋上、ピロティ空間等を活用して緑化を行うこと。 ・足元の小さな空間について、地被類を積極的に活用すること。	つながる緑 開かれた緑
	・公園や緑の多い場所に接する敷地は、既存の緑と関連づけること。	つながる緑
	●緑化にあたっては、樹種の選定に配慮し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が確保できるよう工夫すること。	地形の継承
	●敷地境界は、前面道路との段差をなくし、空地の仕上げは歩道と素材を協調させるなど、公共空間との連続性や一体性を確保すること。	見切りのデザイン つなげるやさしさ
	・道路に面する駐車場を設置する場合は、駐車場出入口、アプローチスペースを最小限にするよう工夫すること。	見えない 駐車場
	・大規模な計画の場合、「空間」「時間」「人間の行動」等の広い視点を持ち、『楽しく過ごせる空間の創出』『快適な都市空間の形成』等に寄与するパブリックスペースを創出すること。	人が集う場所

●：景観まちづくり計画の項目別景観形成基準

III. 地域・界隈別

i. 美観地域	p.14
ii. 麴町地域	p.51
iii. 神田地域	p.75



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

i. 美観地域

美観地域

本地域には、江戸期以来の歴史が積み重ねられた土地利用の構造があり、皇居を囲み、特徴ある地区が形成されている。

大街区と大規模建築物から構成される風格ある景観が特徴であるため、皇居等からの眺めに配慮した高層部のボリュームや配置の誘導とともに、低層部がつくるゆとりのある連続的な街路景観を形成する。



※「美観地域」は、一般に認知された用語ではありませんが、昭和8(1933)年に我が国で初めて宮城周辺が都市計画法に基づく『美観地区』に指定されて以降、景観や都市計画の分野では皇居周辺を美観地区と呼んできました。また、千代田区では、皇居周辺を中心とする地域の秩序ある都市景観の形成に向けて、美観地区ガイドプランを策定[平成14(2002)年7月]し、その後、景観まちづくり計画及び本ガイドラインに継承・発展させたことから、引き続き「美観地域」としています。

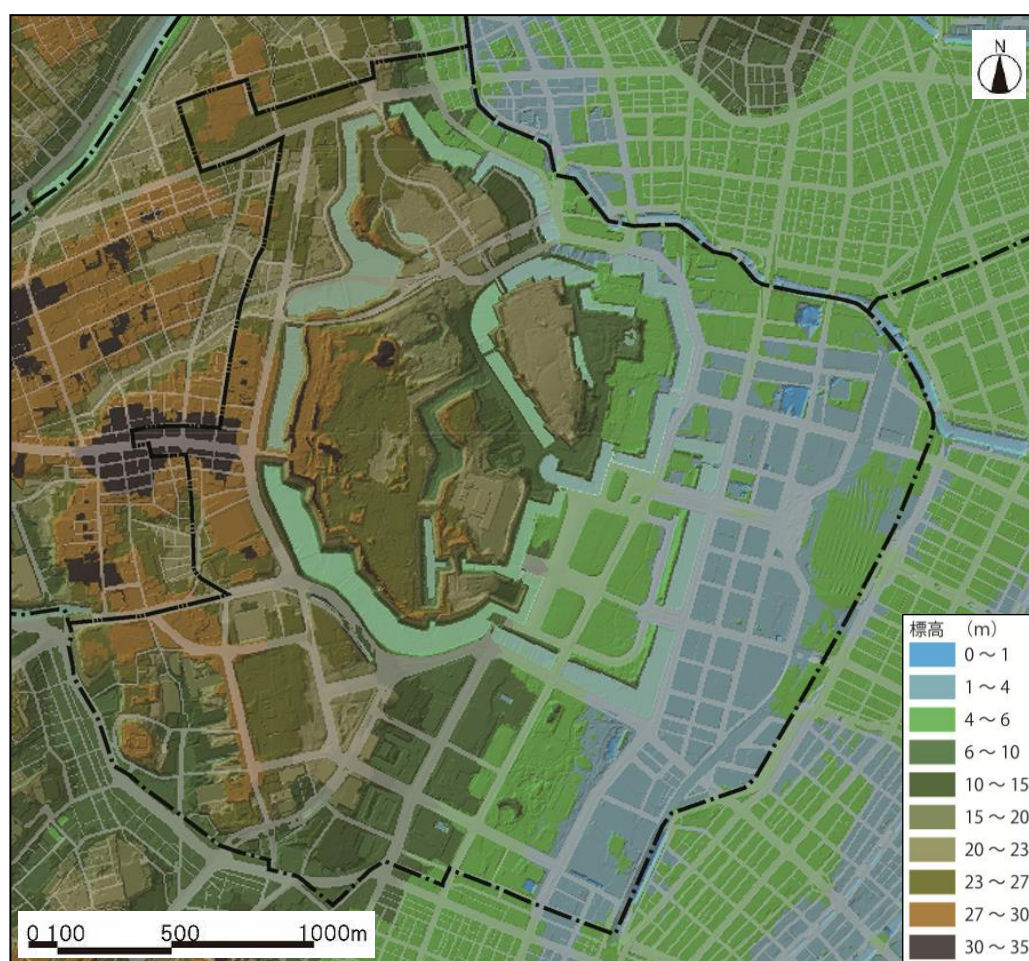
1. 地形と水・緑

(1) 地形

東京都心部の原形は、複数の台地が東京湾・日比谷入江にせり出すような地形でした。その後、本郷台地の南側に続く日本橋台地（江戸前島）の周囲を埋め立てながら、大江戸を形成していきました。

徳川幕府が成立してから3年後、第1次天下普請が始まりました。本丸・二の丸・北の丸の城郭建設と並行して、日比谷入江が埋め立てられました。その後、第2次・第3次・第4次天下普請（1612～1635年頃）が行われた後の八丁堀には舟入が建設され、駿河台を掘割って神田川放水路が整備され、平川や小石川等の河流は、都心を避け、神田川放水路を経由して、直接、隅田川に放水されました。

第5次天下普請では、谷筋を活用して外濠が掘られました。この外濠は、当時の大砲の射程距離を示す幅で計画され、石垣は城門の部分のみ整備され、大部分は土居（土手）で済まされました。このような幾重もの天下普請の実施により、寛永16(1639)年に江戸城の総構えが完成しました。



美観地域の地形

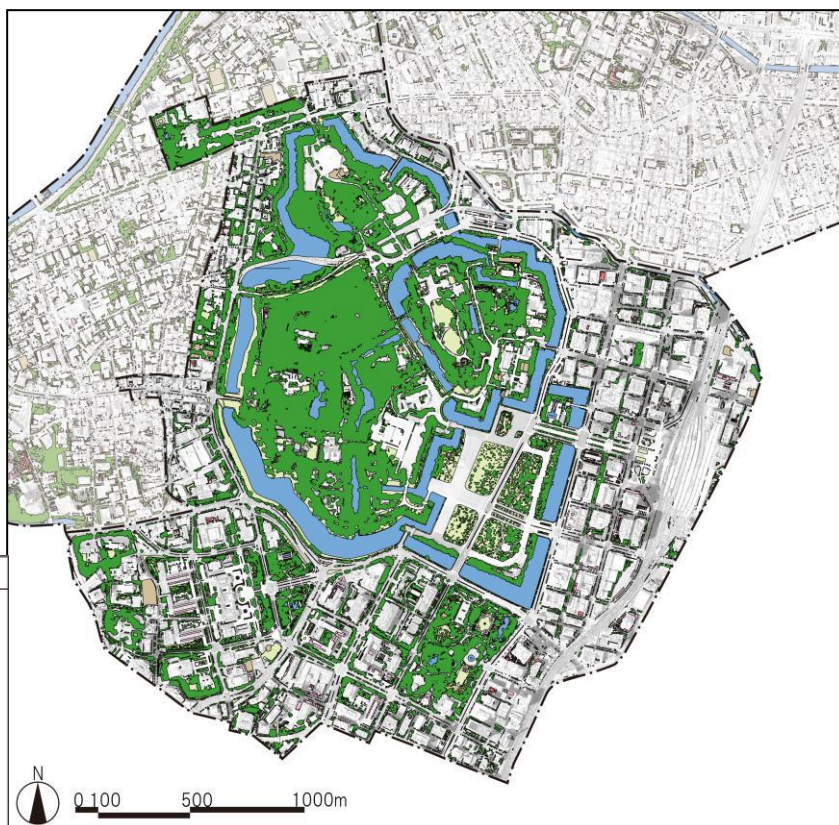
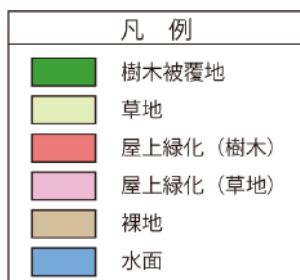
(2) 水と緑

内濠に囲まれた広大な緑地空間である皇居を中心に、日比谷公園、国会議事堂前庭などの大規模な緑地、靖国神社や日枝神社などの社寺林などがあり、都心にあって緑豊かな空間が形成されています。

いちようをはじめとした街路樹がその象徴性を際立たせています。また、北の丸公園や千鳥ヶ淵緑道とその周辺をはじめとして春にはさくらの名所として親しまれています。



公園・緑地、街路樹位置図



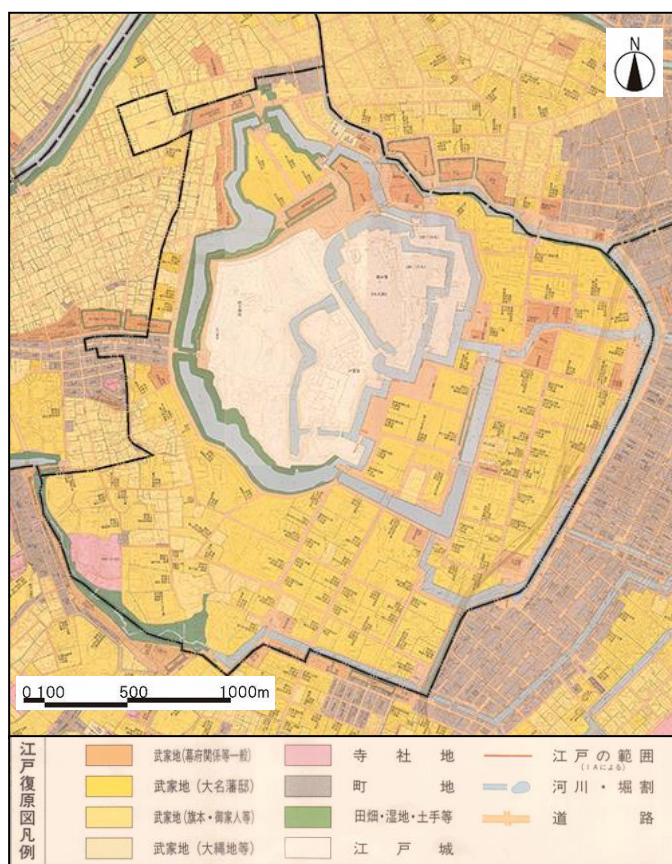
緑被分布図

2. 街並みと土地利用の変遷

①江戸

江戸の名は「入江の門戸」を意味し、元々は片田舎の漁村に過ぎませんでした。しかし、上杉氏の家宰太田道灌が長禄元(1457)年に現在の旧本丸の地に江戸城を築いてから城下町が発達しました。その後、天正18(1590)年に徳川家康が入城し、慶長11(1606)年から江戸城の大修築が始まり、寛永13(1636)年までに天守閣や城を囲む内濠などが造られました。明暦3(1657)年の明暦の大火や元禄・安政の大地震[元禄16(1703)年・安政2(1855)年]などで被害を受け、その都度修復されましたが明暦の大火で焼失した天守閣はついに再建されることはありませんでした。

江戸幕府の成立によって都市基盤の整備がはじまり、周辺には大名屋敷や旗本の武家屋敷が建ち並びました。甲州街道(現在の麹町大通り・新宿通り)沿いの町人地、半蔵濠から千鳥ヶ淵沿い一帯は明暦の大火をはじめ、火事が増えたことから千鳥ヶ淵沿い一帯は屋敷が撤去され火除け地となりました。また、江戸城の東側には譜代・親藩の大名屋敷や幕閣役宅などが建ち並び大名小路が形成されていました。



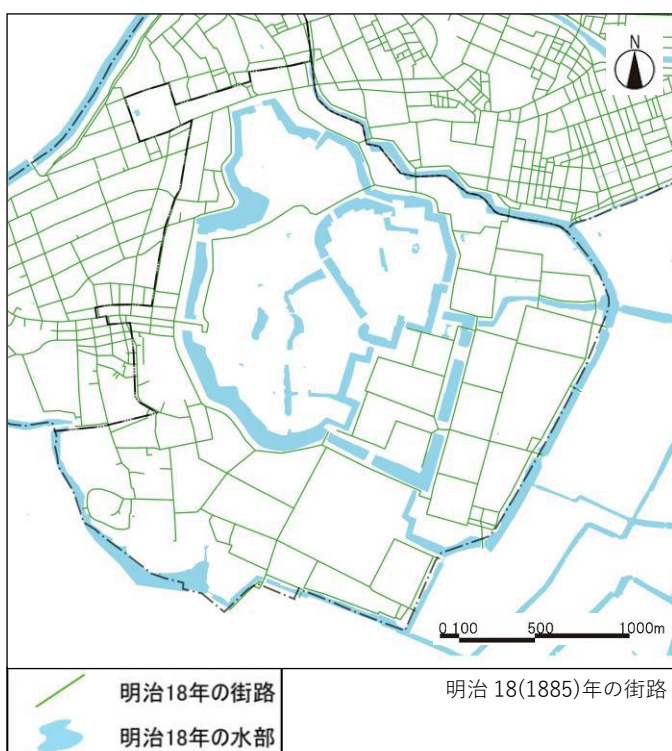
江戸後期：天保期の美観地域

②江戸～明治中期(市区改正期)

明治維新により、城は新政府に明け渡され、天皇が移り住み、「皇城」と称されました。現・北の丸公園側は終戦後まで旧近衛師団司令部などの陸軍用地として使用されました。また、皇居外苑側は陸軍用地、皇族・華族の敷地、官庁用地として使われましたが、明治22(1889)年には広場として整備され現在見られるような景観となりました。

新政府の成立に伴い、大手町には大蔵省を始めとする官庁施設が立地し、大名屋敷であった所は陸軍施設や外国公使館、政府高官や宮家・華族の邸宅用地として使われました。

また、明治22(1889)年の市区改正設計により、丸の内は一般市街地としての利用が決まり、霞が関が官庁街として整備されることが示されました。明治27(1894)年に、陸軍連兵場跡地に国内初の洋式公園である日比谷公園が開園しました。



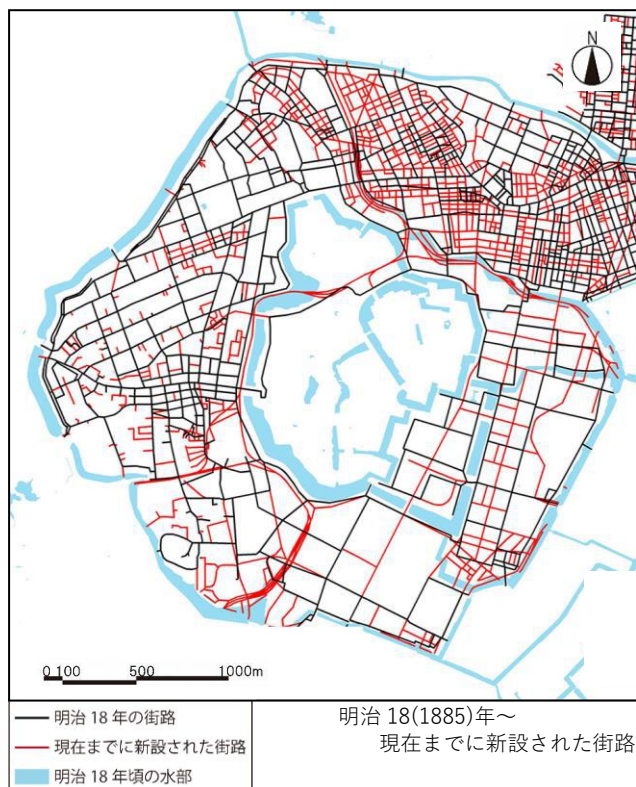
明治18(1885)年の街路

③明治中期～大正期（関東大震災復興期）

大正 3 (1914) 年の東京駅完成後、丸の内の立地条件の向上やオフィス需要の増大を背景に、丸ビルや東京海上ビルをはじめとする大型オフィスビルが次々と整備されました。大街区建築が整然と建ち並ぶ様子は、「一丁ニューヨーク」と呼ばれました。大正 12(1923)年の関東大震災において、丸の内地区の被害は軽微でした。

関東大震災後、霞が関の官庁街計画は昭和 4 (1929) 年に都市計画決定され、大手町に残る官庁施設の霞が関への移転が進み、昭和 4 (1929) 年の首相官邸をはじめ、大蔵省（現・財務省）、文部省（現・文部科学省）が建設されました。

大手町・丸の内には、報道機関や金融機関の本社などが立地していきました。昭和 11(1936)年には構想から 50 年を経て永田町の丘陵地に国会議事堂が竣工しました。また、竹橋、一ツ橋などの橋梁が鉄筋コンクリート造に架け替えられ、内堀通りなどの道路が拡幅され、九段坂では急であった勾配を緩くする工事が行われました。



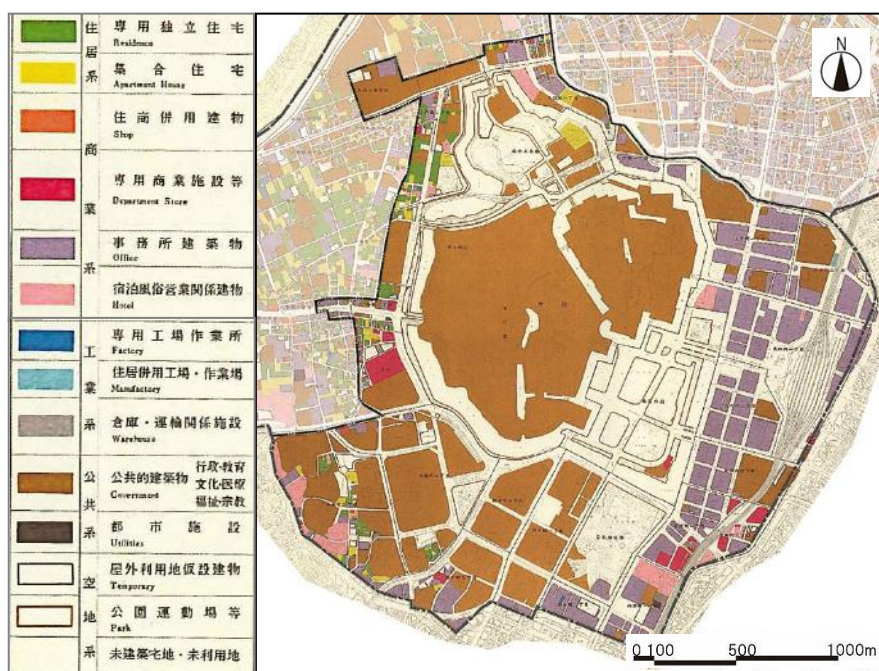
④昭和中期～昭和後期（戦後復興・高度経済成長期）

戦後、本丸、二の丸、三の丸の一部は、皇居東御苑として、また旧北の丸は北の丸公園として一般開放され、緑豊かな憩いの空間として人々に利用されています。

皇居周辺の大部分の敷地はオフィスビルへと変わっていき、昭和 35(1960)年頃になると建設技術の向上や絶対高さ制限から容積制への移行などにより、大手町・丸の内の高層化が進展しました。

また、昭和 30 年代に東京オリンピックの開催を控えて首都高速道路が建設され、日本橋川の上に高速道路が架けられました。

霞が関は、中央官庁の大部分の移転が完了し、昭和 35(1960)年、国会議事堂前の参謀本部跡地に現在の憲政記念館が完成し、昭和 41(1966)年には建物を含む一帯が国会前庭として一般に公開されました。



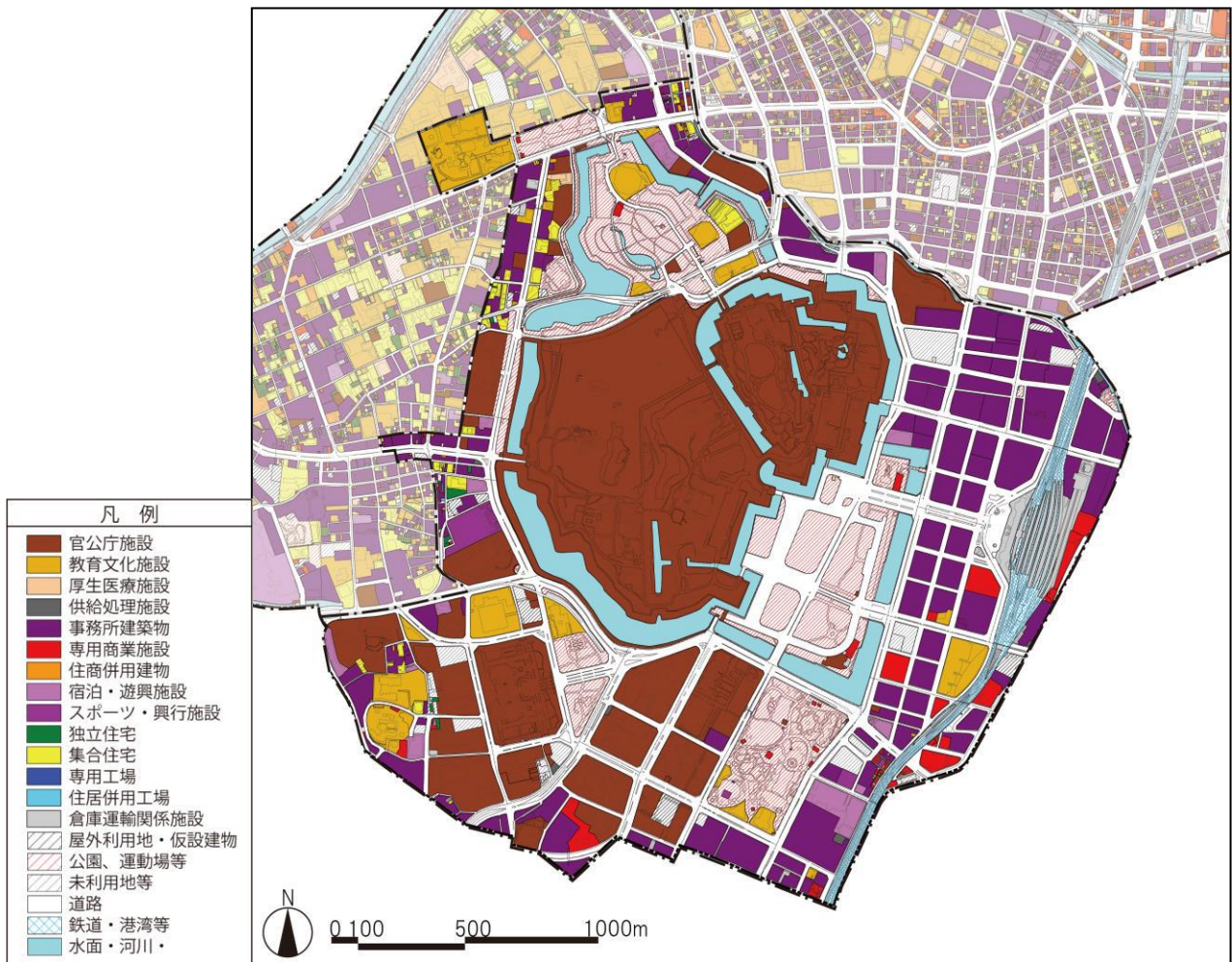
⑤昭和後期～平成期（都市再生期）

昭和 41(1966)年の東京海上ビルの建替計画を端緒として美観論争が起こり、以降軒高 100m を目安として地区の高層化が進みました。

平成 9 (1997)年には丸ビルが解体され、旧国鉄本社ビル跡地が売却されるなど、新たな地区更新の動きが見られました。

霞が関・永田町境界では、官公庁の機能更新により、高層化が進みました。平成 7 (1995)年には赤煉瓦の法務省旧本館の改修が行われ、平成 14(2002)年には国会裏に新首相官邸が竣工しました。

皇居境界は、広大な緑地空間として象徴性の高い場所であるとともに、昭和 53(1978)年に整備された千鳥ヶ淵緑道をはじめとする内濠の水辺は、四季を通じて多くの人々に親しまれる場となっています。



平成 30(2018)年 土地利用状況

表 美観地域の変遷

時代	地域の変遷	主な出来事（景観トピック）
江戸時代以前		・長祿元(1457)年、太田道灌により江戸城が築城される。
江戸時代	・天正 18(1590)年、徳川家康が江戸城に入城し、江戸城の大修築、城下町が整備される。 ・江戸城の周辺は大部分が大名屋敷や武家屋敷が立ち並んでいた。 ・甲州街道（現・麹町大通り、新宿通り）沿いには町人地、江戸城の東側には譜代・親藩の大名屋敷や幕閣役宅などが立ち並ぶ大名小路が形成されていた。 ・明暦 3(1657)年の明暦の大火をはじめ、度重なる火災、元禄・安政の大地震[元禄 16(1703)年・安政 2(1855)年]などの災害が起き、千鳥ヶ淵一帯は火除け地となる。	・慶長 11(1606)年から江戸城の大修築、本丸、二の丸、三の丸の構築をはじめ、天守閣の建造、桜田門から半蔵門に至る内濠などが完成する。 ・江戸幕府の成立によって現在まで継承される都市基盤が整備され、日比谷入江の埋め立てに伴い内濠と外濠が掘られた。 ・明暦の大火により天守閣が焼失し、その後修復されず。
明治時代	・明治維新により城は新政府に明け渡され天皇が移り住み、「皇城」と称された。 ・明治 2(1869)年、九段坂上に東京招魂社（現・靖国神社）が建つと、牛ヶ淵前（旧九段会館周辺）は神社の付属地となった。 ・大名屋敷であった所は陸軍施設や外国公使館、政府高官や宮家・華族の邸宅用地として使われた。 ・新政府の成立に伴い、大手町には大蔵省をはじめとする官庁施設が立地した。 ・明治 22(1889)年、市区改正設計により、丸の内の一般市街地としての利用、霞が関への中央官庁の集中などが進んだ。	・明治 2(1869)年、東京招魂社（現・靖国神社）が九段坂上に創設。 ・丸の内に明治 27(1894)年には日本初のオフィスビルである三菱一号館が竣工し、以降馬場先通り沿いに赤煉瓦のオフィスビルが建ち並ぶ「一丁ロンドン」が形成された。 ・霞が関に司法省（現・法務省）、海軍省、東京裁判所が整備される。 ・明治 27(1894)年に、陸軍連兵場跡地に国内初の洋式公園である日比谷公園が開園。 ・明治 33(1900)年頃、一つの濠であった千鳥ヶ淵が、千鳥ヶ淵を横切る道路（代官町通り）の工事により、千鳥ヶ淵と半蔵濠の 2 つの濠に分割された。
大正時代	・大正 12(1923)年、関東大震災が起き、帝都復興計画が策定される。 ・昭和 5 (1930)年、帝都復興祭。 ・帝都復興事業に伴う土地区画整理事業により、幹線道路や無数の街区内道路、地域の核としての復興小学校・復興小公園が整備される。	・大正 10(1921)年に、靖国神社の大鳥居（高さ 20m）が完成し、地区のランドマークとなる。 ・大正 14(1925)年、東京駅完成。 ・東京駅完成を背景に、丸ビルや東京海上ビルをはじめとする大型オフィスビルが次々と整備され、「一丁ニューヨーク」と称される。
昭和（戦前）	・昭和 4 (1929)年、霞が関に官庁を集める計画が都市計画決定される。	・霞が関に昭和 4 (1929)年の首相官邸をはじめ、大蔵省（現・財務省）、文部省（現・文部科学省）が建設された。 ・昭和 8 (1933)年宮城周辺に美観地区を指定。 ・大手町には報道機関や金融機関の本社などが立地。 ・桜田門前に警視庁の新庁舎建設計画が発表されると、建物の高さを巡る「望楼論争」が起きる。
昭和（戦後）	・皇居周辺の大部分の敷地はオフィスビルへと変わる。 ・昭和 39(1964)年、東京オリンピックが開催。 ・本丸、二の丸、三の丸の一部は、皇居東御苑として、旧北の丸は北の丸公園として一般開放される。 ・昭和 52(1977)年の「中央官街地区整備に関する計画」などにより、中央官庁の大部分の移転が完了。	・東京オリンピックの開催を控えて首都高速道路が建設され、日本橋川の上に高速道路が架けられた。 ・昭和 41(1966)年、美観論争が起こり、以降軒高 100mを目安として大手町・丸の内の高層化が進んだ。 ・昭和 49(1974)年、第二次世界大戦時に解体された靖国神社大鳥居が高さ 25m となって再建される。 ・昭和 53(1978)年、千鳥ヶ淵緑道が整備される。

3. 美観地域の色彩基準

「千代田区景観まちづくり計画」の項目別景観形成基準で定めた美観地域の色彩基準を以下に示します。本ガイドラインの指針と合わせて、以下の色彩基準に適合させてください。

別表1 色彩定性基準

◆：地域独自の基準 ○：他地域共通の基準

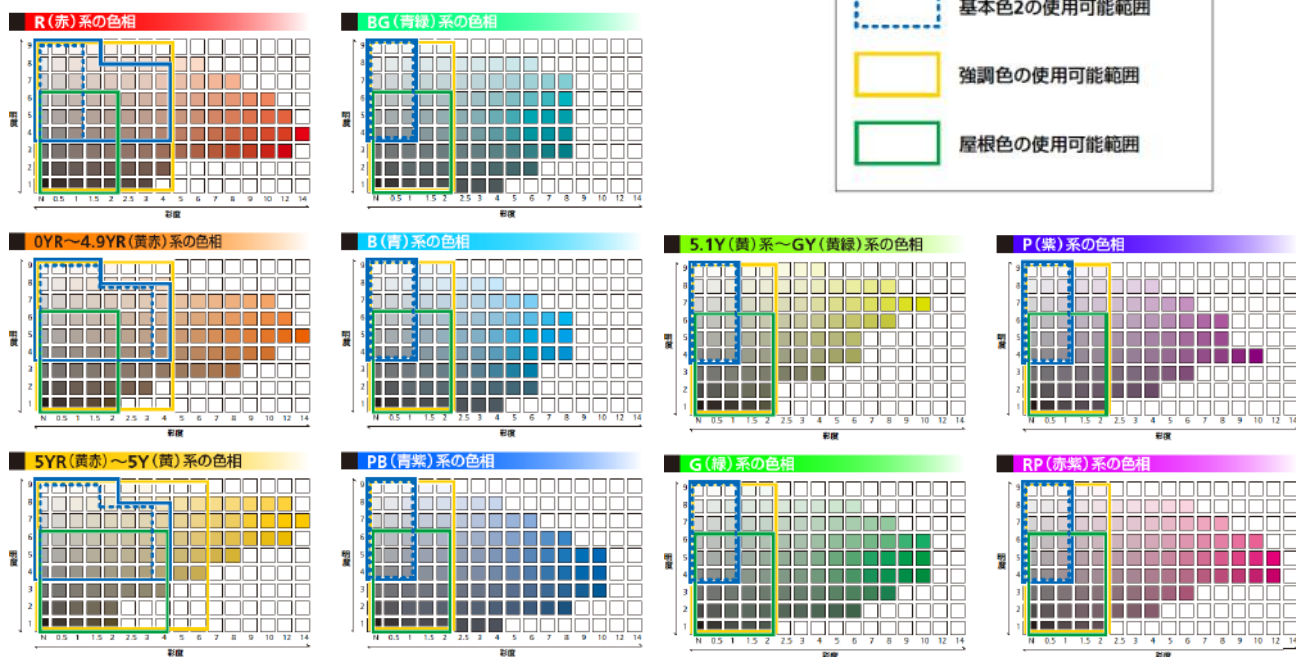
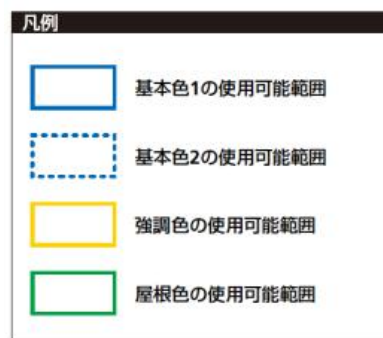
- ◆旧美観地区として守られてきた景観色彩を踏襲し、皇居の森と内濠を中心に、日比谷公園、行幸通りほか、四季を通して豊かに変化する自然物や歴史的建造物等の色を活かし、それらと互いになじむ落ち着いた暖色系の低彩度色を中心に用いること。
- ◆自然石など光の違いや経年変化により色の深みが増す質の高い建材・色材を用いること。
- 壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。
- 建築物の高層部は広域的な影響を踏まえ、近隣のみならず遠方からの見え方に配慮するとともに、鮮やかなアクセント色等を用いないこと。
- 地域の特徴を踏まえ、建物単体の配色及び周辺建物との関係において、色彩の対比が強くないよう配慮すること。
- 歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。

別表2 色彩定量基準（抜粋）

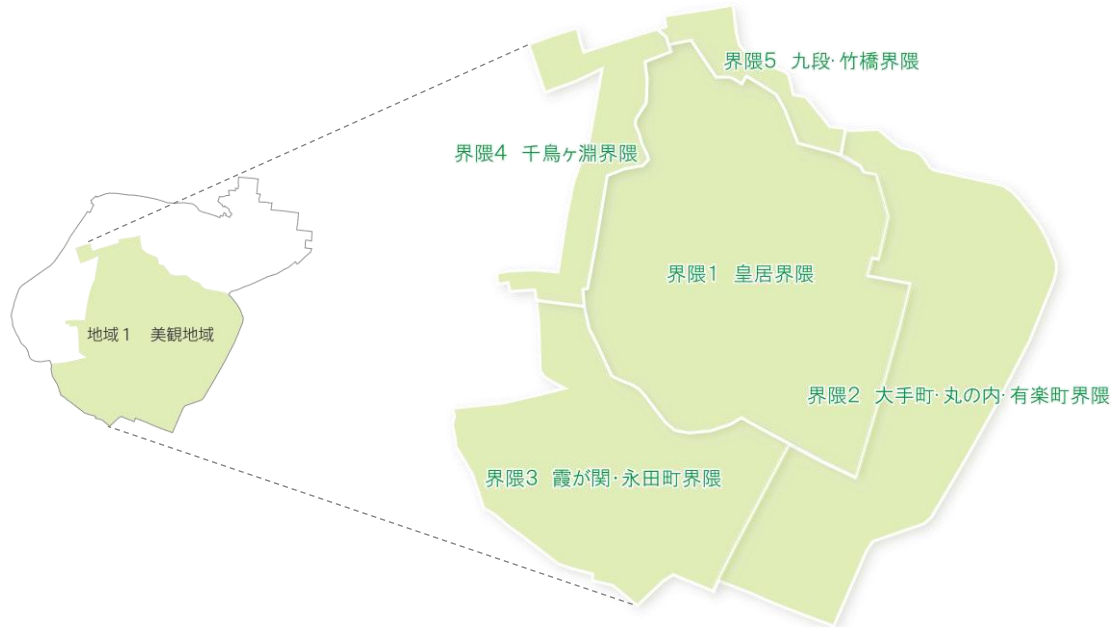
適用部位	色相	明度	彩度
外壁	外壁基本色1 高さ31m未満	OR～4.9YR	4以上8.5未満
		8.5以上	1.5以下
		5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満
		8.5以上	2以下
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	4以上8.5未満
		8.5以上	1以下
	外壁基本色2 高さ31m以上	OR～4.9YR	4以上8.5未満
		8.5以上	1.5以下
		5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満
		8.5以上	3以下
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	4以上8.5未満
		8.5以上	1以下
	外壁強調色	OR～4.9YR	-
		5.0YR～5.0Y	-
		上記以外の色相 (無彩色を含む)	-
屋根色 (勾配屋根)	OR～4.9YR	6以下	2以下
	5.0YR～5.0Y	-	4以下
	上記以外の色相	-	2以下

※建築物等における色彩の基準と運用（景観まちづくり計画：p 60）及び別表 3-1 地域別色彩定量基準（景観まちづくり計画：p 62）を参照のこと。

※下記の色彩の例は、印刷のため正確な色彩と多少異なる場合がある。



4. 界隈の景観の特性及び景観形成の方向性・指針



◆美観地域を形成する特徴的な界隈

	界隈	街並みの特徴
界隈 1	皇居界隈	皇居、皇居東御苑、皇居外苑、北の丸公園等の内濠に囲まれた界隈
界隈 2	大手町・丸の内・有楽町界隈	わが国を代表する大手町・丸の内・有楽町のオフィス街 商業・業務機能が高度に集積した界隈
界隈 3	霞が関・永田町界隈	霞が関の官庁街、国会議事堂を中心とした永田町から成る 国家の中核機能の集積する界隈
界隈 4	千鳥ヶ淵界隈	靖国神社から半蔵門にかけての内濠に隣接した界隈 皇居周辺と麹町地域をつなぐ結節となる界隈
界隈 5	九段・竹橋界隈	九段坂の地形や靖国神社の緑、日本橋川など豊かな自然を感じさせる界隈 皇居周辺と神田地域をつなぐ結節となる界隈

～ 界限の成り立ち ～

● 界限の概要

この界限は、長禄元(1457)年、太田道灌が旧本丸の地に江戸城を築いたことに始まり、かつて日本最大の総城下町の中心エリアである。

● 徳川家康による江戸城・城下町の構築

天正 18(1590)年に徳川家康が入城し、慶長 11(1606)年から江戸城の諸大名の御手伝普請（天下普請）による大修築が始まり、寛永 13(1636)年まで、約 30 年間の 5 度にわたる普請で、天守閣や城を囲む内濠・外濠などが造られた。千代田城と呼ばれた江戸城の構成は、本城（本丸、二の丸、三の丸）、西城（西の丸、山里丸、紅葉山）、北の丸、西の丸下（皇居外苑）、吹上で構成されている。

また、西の丸下は日比谷入江を埋立てできた場所であり、江戸期には老中等の幕閣の屋敷があり、明治初期には、官庁や陸軍の用地、新政府要人の邸宅として使われた。

吹上の場所には、御三家や旗本が江戸初期には屋敷を構えていたが、明暦の大火後、順次移転し、元禄期には御庭となり、現在は御所や宮中三殿がある。

● 皇城と宮殿

明治元(1868)年、天皇は城内唯一残っていた西の丸殿舎に入る。以後西の丸が皇城となったが、明治 6 (1873)年焼失、以後、赤坂の旧紀州藩邸に仮の御所が置かれた。明治 21(1888)年には、西の丸に新宮殿が完成した。同年、大日本帝国憲法の発布式もこの明治宮殿で行われたが、昭和 20(1945)年 5 月 25 日の米軍による空襲で焼失し、昭和 44(1969)年から現在の宮殿が使われている。

二重橋は、明治宮殿の整備に合わせ、現在のものに掛け替えられ、現在見られるような広場景観が誕生した。

● 戦後

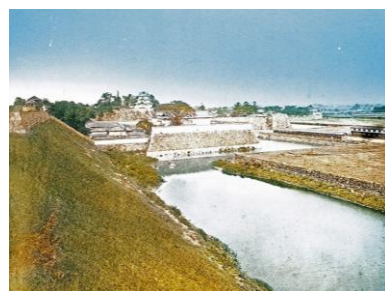
本丸・二の丸地区の江戸城殿舎は幕末期に焼失したままであった。本丸天守台は气象台としても使われ、戦後、その周辺は皇居東御苑として公開された。北の丸地区は蔵や御三卿の屋敷などがあったが、明治維新後から近衛師団兵営地として使用された。戦後、昭和 39(1964)年武道館が建設され、オリンピック後、昭和 44(1969)年北の丸公園へと変わった。このエリアの内濠等は、昭和 35(1960)年「特別史跡江戸城跡」に指定されている。



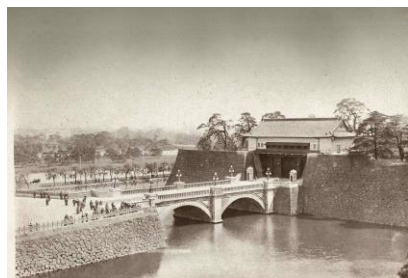
江戸初期、焼失前の江戸城天守閣



明治宮殿御車寄



坂下門前
奥に富士見櫓が見える



明治初期の二重橋前
まだ木造橋である



明治 20(1887)年に架け替えられた二重橋

(1) 界限別景観の特性

●美観地域の中心となる象徴的な空間

この界限は、内濠に囲まれた広大な緑地空間であり、美観地域の中心として、象徴性の高い場所となっています。この広大な緑地は、皇居のほか、天守台のある皇居東御苑、芝生と玉砂利の広がる皇居外苑、そして日本武道館などの文化施設が立地する北の丸公園によって構成され、それぞれ特色ある公園として人々にゆとりと潤いを与える憩いの場所として利用されています。



皇居外苑

●都心に残る豊かな水辺・緑地空間

皇居を取り巻く内濠の水辺は、人々が憩う親水空間になっており、都心に残された貴重な緑地空間とともに、眺めの映える場所ともなっています。



重要文化財に指定されている桜田門

●江戸期以来の多様な歴史的蓄積が残る界限

皇居界限の緑地の中には、江戸・明治期の遺構である橋や城郭御門などの歴史的建造物が数多く残されており、濠の水面、豊かな緑とあいまって豊かな歴史性を感じさせる美観を形成しています。



清水門

●歴史的景観資源

明暦の大火[明暦3(1657)年]で江戸城の天守が焼失して以降、その代わりとして用いられてきたとされる富士見櫓がランドマークとして今に残されています。また、内濠沿いには、石垣や土塁が濠の水面を縁取り、さらには重要文化財に指定されている外桜田門や清水門、田安門といった城郭御門、二重橋、竹橋等の橋梁が数多く点在しています。

皇居東御苑には、富士見櫓のほかにも、天守台、百人番所といった歴史的建造物が残されているほか、北の丸公園には、旧近衛師団司令部庁舎や日本武道館といったシンボリックな建築物があります。



富士見櫓



日本武道館

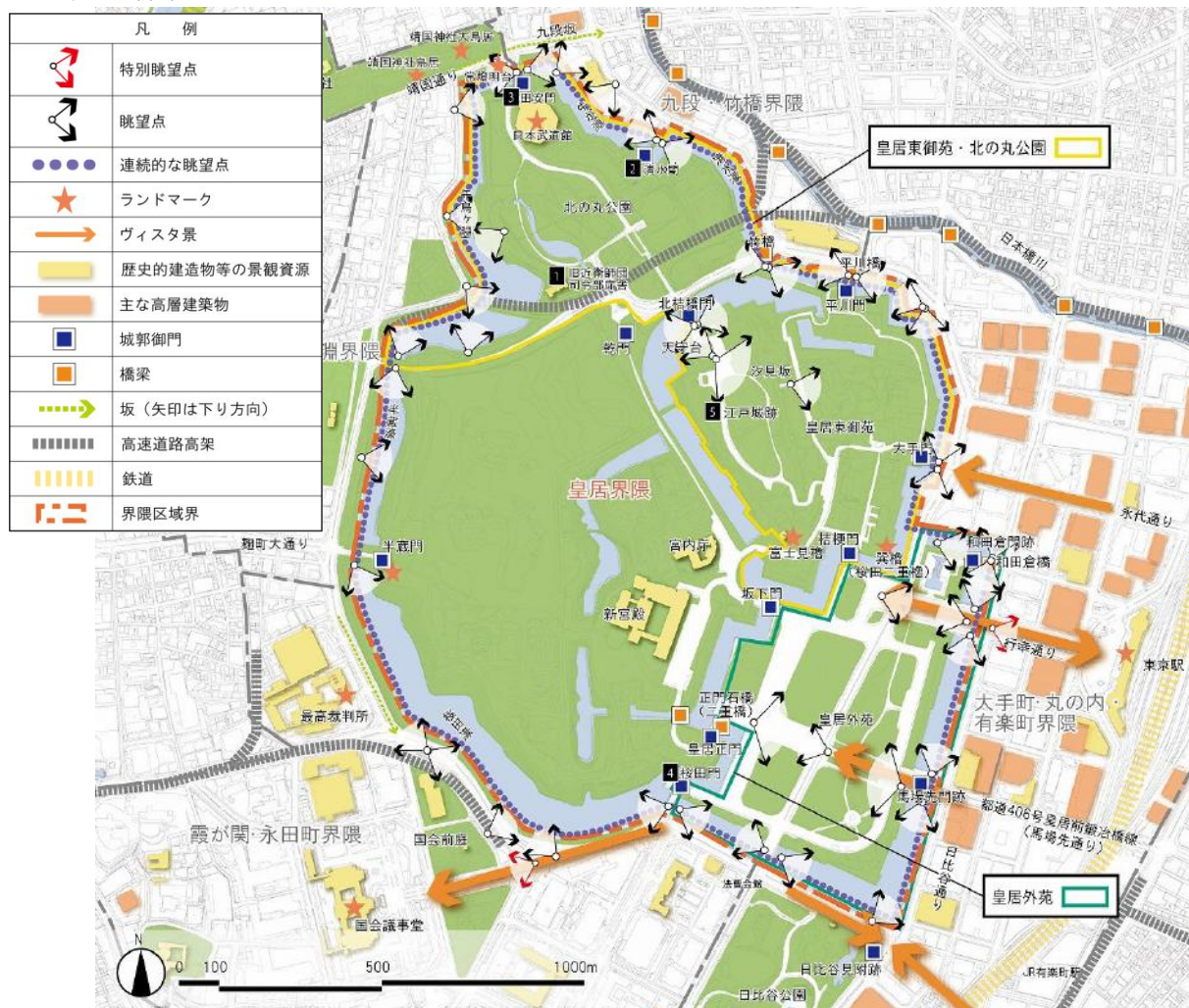
(2) 境界別景観まちづくりの方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■境界共通

- 江戸の記憶を継承するために、境界に残されている石垣、土塁、城郭御門、橋梁などの歴史的資源や水・緑の豊かな自然景観を保全する。
- 皇居とその周辺の緑地空間は、周囲から見られる対象であることを十分に認識し、新たな建築物を建てる際には、境界の歴史性や水辺・緑地との調和を図る。
- 濠に沿って周囲の街並みやランドマークを落ち着いて眺めることのできる眺望点を整備するとともに、水や緑、歴史的資源を眺めながらゆとりを持って歩くことのできる歩行者空間の充実を図る。
- 首都の風格形成に資するランドスケープ（風景）デザインにより、緑の連続的なつながりに配慮する。

■景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
1	旧近衛師団司令部庁舎	北の丸公園	重要文化財
2	旧江戸城清水門	北の丸公園	重要文化財
3	旧江戸城田安門	北の丸公園	重要文化財
4	旧江戸城外桜田門	皇居外苑	重要文化財
5	江戸城跡		史跡天然記念物

②景観まちづくりの指針 <>は美観地区ガイドプランから継承するキーワード

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所 <水と緑の象徴空間>	この境界は、天守台、濠端、橋などの眺めの映える場所が数多く存在する。また、皇居周辺の主要な眺望点からの眺めの対象ともなっている。	・建築物等は、周囲から見られる対象であることを踏まえ、地区の歴史性や水辺・緑地との調和を図ること。 ・眺望点では、建築物等や植栽で眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・濠端には、眺めを楽しむことのできる眺望点を適切に配置すること。
心のより所	この境界には、石垣、土塁、城郭御門などの江戸期以来の歴史的な景観資源が数多くあり、心のより所ともなっている。	・城郭御門や橋梁などの歴史的建造物を重要な資産として積極的に維持・保全すること。 ・●景観資源の周辺では、その資源が引き立つ配置、高さ・規模、形態・意匠、外構となるよう工夫すること。
敷地の履歴	新たに計画される建物は地域に自然に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■江戸時代からの歴史が残る皇居境界では、変遷図等から敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。 ・歴史的建造物等は、重要な景観資源として尊重し、できる限り保全・活用に努めること。
2. 育む自然		
地形の継承 <文化の森>	皇居の豊かな緑や濠、起伏のある地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	●皇居の緑や水辺などと連続したオープンスペースを確保し、その場で開放感が感じられるように工夫すること。 ・皇居一帯の豊かな地形の起伏を活かしながら、敷地の地形に馴染む建築計画にすること。 ・皇居外苑の広大な芝生と黒松の疎林を維持・保全すること。
3. 多様な境界		
歩行路のつながり	皇居外苑、皇居東御苑、北の丸公園といった公園を有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すことになる。	●オープンスペースや歩行者空間をつなげ、ゆとりある空間となるように工夫すること。
4. 豊かなつながり		
夜のにぎわい	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	●夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行うこと。特に皇居周辺では落ち着きや潤いに配慮し、魅力的な夜間景観の創出を図ること。
座れる場所	皇居周辺を訪れる人々や働いている人々が憩える空間づくりとして、境界の所々に座ることのできる場所が必要である。	●周囲の街並みやランドマークを眺めることのできる眺望点では、快適に憩えるようベンチなどを適切に配置すること。
5. 首都の風格		
都市の門	この境界には旧江戸城の城郭御門などかつて明確な境界があったことを感じさせる遺構が残っている。門を際立たせることで、地域の個性もより明確になる。	●旧江戸城の城郭御門などの主要な交差点は、心象空間やゲート空間となるように工夫すること。 ・御門などの歴史的なゲートを際立たせるよう、近接する建築物等は、配置、高さ・規模、形態・意匠などに配慮すること。
目標となる建造物	すぐれた立地性や歴史性を兼ね備えている旧近衛師団司令部庁舎や日本武道館などの建築物は、広く人々に共有化された地域のランドマークとなっている。	■価値ある歴史的ランドマークはできるだけ修復、保存に努めること。 ■広く人々に共有化された地域のランドマークの周辺、背景にあたる建築物等は、ランドマークを引き立てるよう工夫すること。
中心にふさわしい広場 <憩いの広場>	皇居外苑等の広場は、境界の中心的な場所となっている。	・皇居外苑では、芝生、黒松からなる歴史ある広場構成を基調としながら、人々が気軽に訪れることのできる広場空間の整備を行うこと。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 境界の成り立ち ～

●境界の概要

この境界は、明治期まで二つの濠が外濠と内濠を結び、3つのエリアがあった。

●大手町地区

江戸前島のつけ根で、芝崎とよばれたところである。平将門の首塚があり、かつては神田明神や日輪寺があった場所で、近隣には宝田村があった。ここには、大手町と丸の内を分けるように道三濠があり、日本橋から龍の口まで舟入堀であった。道三濠は、江戸湊のあった江戸橋方面から江戸前島を横断する形で日比谷入江に入れるよう造られた堀で、江戸初期には、濠にそって町屋があり、江戸城建設を支えていた。その後は、譜代や親藩の大名屋敷が大手門前から江戸城正門の常盤橋間に配置され、江戸城営繕のための作事方、小普請方の作業場も配置されていた。明治期には、大手門前に大蔵省、内務省の官庁が作られ、日本橋の日本銀行との間には、印刷局の巨大な官営工場が作られていた。道三濠は、明治42(1909)年、市区改正により埋立てられ、常盤橋周辺では下水道ポンプ場が作られた。現在道路の軸線がずれているのは、このことによる。震災後、内務省等は、霞が関に移転し、戦後は民間に払い下げられた。現在も神田祭では、平将門の首塚まで神田明神の宮神輿が渡御している。



大手町一丁目にあった陸軍工兵隊の兵舎

●丸の内地区

江戸前島に造られ、西側は日比谷入江を埋立て、人工的につくられた場所である。東側の外濠は、江戸前島の堀割により、日本橋側と区分けされている。この地区は大名小路を中心にして、大名屋敷や幕閣役宅などが建ち並び、東側町人地近くには町奉行所が置かれていた。

明治期には、旧大名屋敷を転用した行政機関や陸軍用地等に使われ、明治44(1911)年、皇居前の街区を立派にすることを条件に民間に払い下げられ、その後、二重橋につながる都道406号皇居前鍛冶橋線沿いから賃貸の業務用事務所が開発され、日本初のオフィスビル街である「一丁ロンドン」が誕生した。大正14(1925)

年、浜松町から東海道線が延伸され、東京駅が鉄道のターミナル駅として営業を開始する。そして、駅前には丸ビルが建設され、「一丁ニューヨーク」と呼ばれる街並みが形成され、鉄道による職住分離のサラリーマンの時代が始まった。



関東大震災直後の丸の内



関東大震災復興後の丸の内ビルディング街
奥に東京商工会議所、明治生命を望む



明治期の馬場先通り(二重橋前)
右手に東京商工会議所、
左手に明治生命を望む

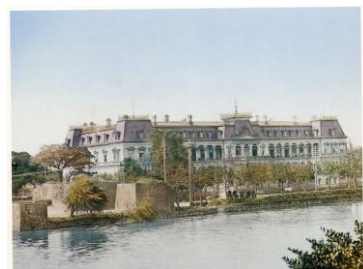


昭和初期の丸ビル入口

●有楽町地区

外濠内の新しい商業地として明治期に開発され、震災後は東宝等の映画館や新聞社が立地した。江戸期には濠で分けられた、山下門の内側には、大藩の大名屋敷が置かれていた。

明治16(1883)年には、旧薩摩藩装束屋敷跡に鹿鳴館が作られた。隣接して帝国ホテルが明治22(1889)年に開業している。



明治初期の帝国ホテル

●日比谷門外

大名屋敷は、明治になると更地となり、日比谷ヶ原と呼ばれていた。明治4(1871)年には、陸軍操練所が設置され[明治18(1885)年日比谷練兵場と改称]、その後、明治21(1888)年青山練兵場に移転し、跡地には濠の一部を残した日比谷公園[明治35(1902)年4月着工、翌年6月1日に仮開園]が、日本で初めての近代公園として誕生した。

(1) 界限別景観の特性

●江戸期の大きな敷地割を継承した風格のある界限

この界限は、皇居正面に正対し、日本の中央駅である東京駅、皇居と東京駅を結ぶ行幸通りなどを含む象徴性の高い景観を形成しています。

江戸期の武家屋敷の街区構成を継承しつつ、明治期以降の時代をリードするオフィス街としての流れを経て、日本を代表する風格ある街並みがつくられています。

●多様な顔を持つ地区から成る界限

地区内には、壁面線や軒線が揃う整然とした街並みを形づくる丸の内、壁面後退により開放感のある街並みを形づくる大手町、文化的なにぎわいのある有楽町・日比谷など、全体に風格ある街並みを基本としながらも多様な表情が形成されています。

●主な通りとその特性

皇居の緑と水面、皇居につながる主要な通りなどが骨格的な景観軸となり、東京駅や明治生命本館などの歴史的建造物が風格ある景観を形成する重要な要素となっています。

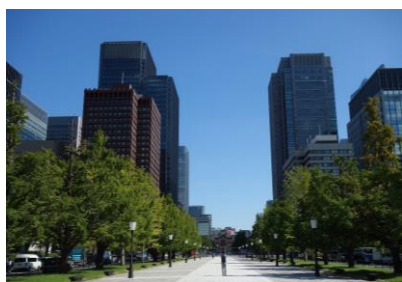
皇居の濠端に面する日比谷通りでは、高さ 31m の軒線が連続する街並みが特徴となっています。また、丸の内地区のメインストリートの一つである丸の内仲通りでは、舗装整備にあわせて沿道に店舗等が軒を連ね、道路空間の活用と合わせて、にぎわいのある空間となっています。

●歴史的景観資源

地区内には、明治生命本館や市政会館など歴史的建造物が現存しており、大正から昭和にかけての歴史的建造物が風格ある景観を形成する重要な要素となっています。近年、機能更新による超高層ビルへの建て替えが進む中で、東京駅丸の内駅舎の復原や第一生命館（DN タワー）や日本工業倶楽部会館、東京中央郵便局などの歴史的建造物の部分的な保存も行われ、地区の歴史の継承が図られています。また、日本橋川沿いは、錦橋や鎌倉橋などの震災復興橋梁をはじめ、旧常磐橋、常盤橋御門の石垣などの歴史的資源が残る水辺空間を形成しています。



明治生命本館



現在の行幸通り



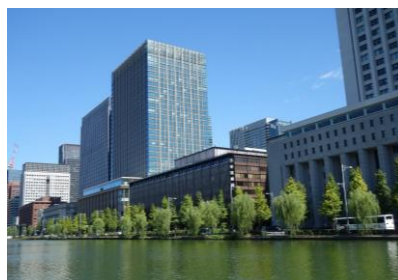
昭和初年の行幸通り
内堀通りから震災復興後の東京駅を望む



オープンスペースを広くとった施設



店舗等のにぎわい機能が連なる仲通り



高さ 31m の表情線が連続する日比谷通り



昭和初期の日比谷濠と日比谷通り

(2) 境界別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■境界共通

- 東京駅を含み皇居に正対する象徴的な立地にあり、日本を代表する業務機能や交流機能などを備えた地区であることから、これまで積み重ねられてきた歴史と風格ある街並みを継承するとともに、日本・東京の顔として皇居の水と緑を活かした新たな都市景観を創造していく。
- 江戸期以降継承されてきた大規模な街区が整然と並ぶ風格ある都市景観が形成されていることから、この街区構成や歴史の蓄積、皇居の水や緑との調和を尊重し、風格ある都市景観を継承する。
- 皇居とその周辺の水と緑の周囲に建つ建築物群は、皇居を中心に緩やかなすりばち状のスカイラインを描くようにすることで、水や緑との調和のとれた「まちのシルエット」を形成する。

■エリア

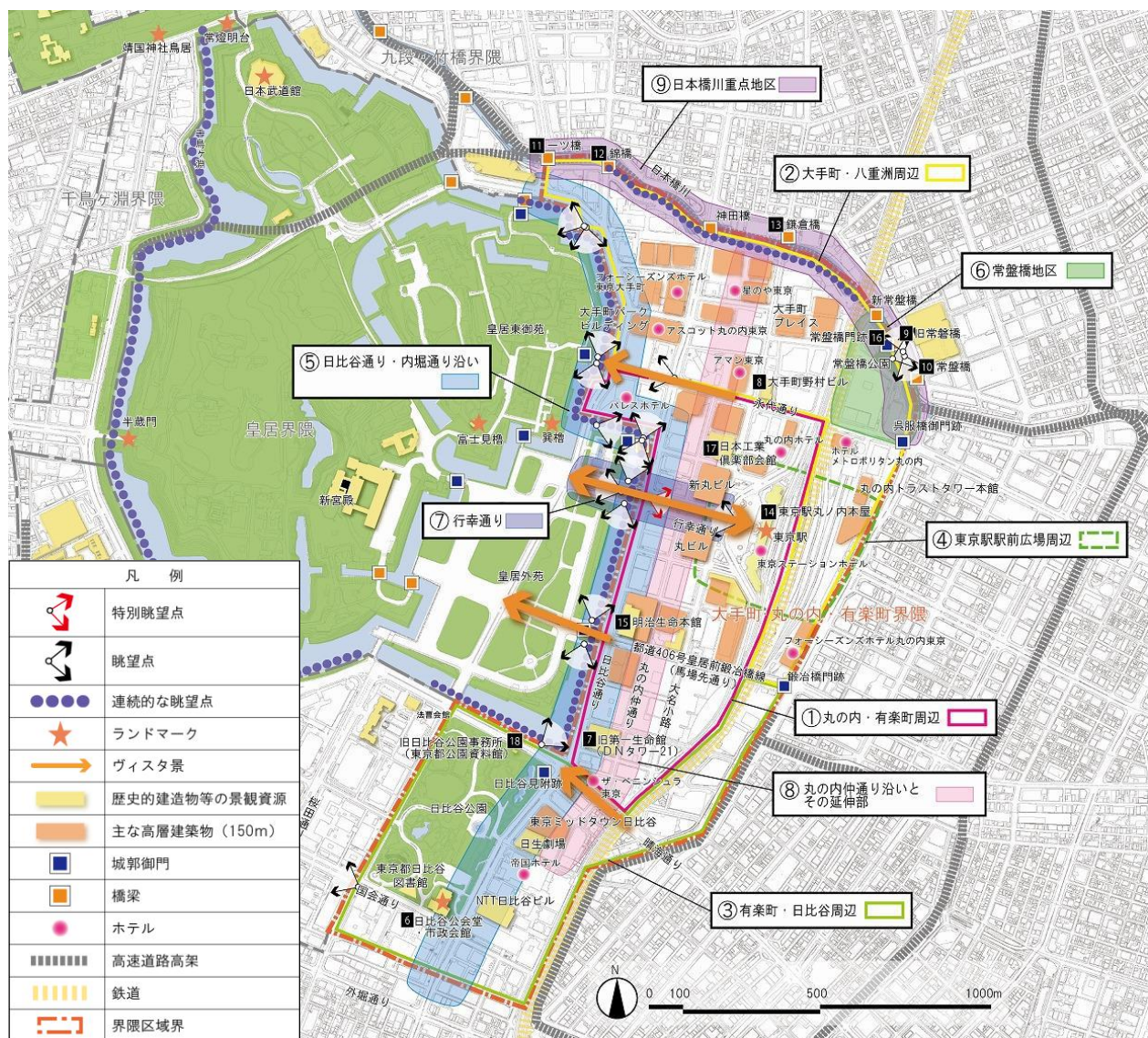
- | | |
|-------------------------|--|
| ①丸の内・有楽町周辺 | ○壁面線の揃った高さ 31m を基調とする整然とした街並みが形成されている。今後とも、この街並みの連続性を尊重し、歴史的に積み重ねられてきた都市景観の継承に努め、調和のとれた秩序ある街並みを形成する。 |
| ②大手町・八重洲周辺 | ○ゆとりある快適な街路空間を形成し、人々の交流を促進するために、開放的なオープンスペースを設け、それらを有機的に連続させることにより街並みとしてのオープンスペースのネットワークを形成する。 |
| ③有楽町・日比谷周辺 | ○日比谷公園・皇居外苑の水や緑による潤いと丸の内から連続する風格ある街並みの中に劇場やホールなど文化機能の集積など多様なにぎわいが形成されている。この風格とにぎわいを併せ持つ景観を維持・保全するとともに、更なる魅力を高めていく。 |
| ④東京駅駅前広場周辺 | ○丸の内駅前広場周辺は、日本・東京の玄関にふさわしい景観を創出するため、東京駅赤煉瓦駅舎を際立たせ、規模・構えともに国内有数の駅前広場とそれを取り囲む周辺の大街区に整然と立ち並ぶ建築群によって創り出される象徴性や一体性に配慮することにより、風格ある都市景観を形成する。
○八重洲口駅前広場周辺は、大屋根によるランドマークとなる緑豊かな駅前広場による開放的な都市空間による景観を維持・発展させる。 |
| ⑤日比谷通り・内堀通り沿いの濠端に面するエリア | ○濠に沿って建物群を一望できる広がりのあるパノラマ的な景観が形成されている。この景観がつくり出している統一感のある街並みや高さを尊重するとともに、皇居外苑や濠との関係に配慮し、歴史性を備えた広がりのある都市景観を継承する。 |
| ⑥常盤橋地区 | ○東京駅日本橋口に隣接し、日本経済の心臓部である大手町、文化と商業が集積する日本橋等、周辺地域の結節点に位置していることから、多くの来訪者、就業者が集い都心コミュニティの核となるにぎわいや憩いがある緑豊かな大規模な広場空間の創出、日本銀行・常盤橋門へのヴィスタ確保、日本橋川のリバーフロントとしての潤い空間の形成を図る。 |

■通り・水辺

- | | |
|---------------------|---|
| ⑦行幸通り
＜景観重要公共施設＞ | ○緑豊かな皇居周辺の空間と東京のランドマークである東京駅とを結ぶ日本を代表する象徴的な景観軸である。行幸通り沿いは、東京駅や駅前広場、皇居との一体性を醸成させるとともに、通りから東京駅丸の内駅舎を正面に望むヴィスタ景*と皇居方向を見るヴィスタ景を保全し、歴史性のある格調高い景観を継承する。 |
| ⑧丸の内仲通り沿いと
その延伸部 | ○ビジネス活動・アメニティ環境の基軸として、ゆとりある歩行者空間の整備や連続した店舗のファサード（建物の正面部分）やストリートファニチャー（道路上の備品：街灯、ベンチ）等によるにぎわい感の創出により、散策やショッピングを楽しめる快適な環境を形成する。 |
| ⑨日本橋川重点地区 | ○旧常盤橋、常盤橋御門の石垣などの歴史的資源が残る水辺景観を形成している。歴史的な雰囲気を活かしながら、趣のある景観を育成していくとともに、歩行者にとって快適な水辺空間を創出する。 |

※ヴィスタ景：建築物の連続する壁面や街路樹等により、視線をある方向に誘導することにより、その方向性と象徴性をより意識されるように形成された景観。見通し景ともいう。（ヴィスタ：眺め、見晴らし、展望、見通し）

■景観方針図



■主要景観資源リスト[令和 2 (2020)年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
6	日比谷公会堂・市政会館	日比谷公園	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
7	旧第一生命館 (DNタワー21)	有楽町 1-13-1	景観まちづくり重要物件／都選定歴史的建造物
8	大手町野村ビル	大手町 2-1-1	景観まちづくり重要物件
9	旧常盤橋	大手町 2～中央区日本橋本石町 2	景観まちづくり重要物件
10	常盤橋	大手町 2～中央区日本橋本石町 1	景観まちづくり重要物件
11	一ツ橋	一ツ橋 2～一ツ橋 1	景観まちづくり重要物件
12	錦橋	大手町 1～神田錦町 3	景観まちづくり重要物件
13	鎌倉橋	内神田 1～大手町 1	景観まちづくり重要物件
14	東京駅丸ノ内本屋	丸の内 1-9-1	重要文化財
15	明治生命保険相互会社本社本館 (明治生命本館)	丸の内 2-1-1	重要文化財
16	常盤橋門跡	大手町二丁目	史跡天然記念物
17	日本工業倶楽部会館	丸の内 1-4-6	有形文化財 (国登録)
18	旧日比谷公園事務所 (東京都公園資料館)	日比谷公園 1 番	有形文化財 (都指定)

②景観まちづくりの指針 <>は美観地区ガイドプランから継承するキーワード

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所 ＜パノラマ的な景観＞	この境界は、内濠沿いに接するため、眺めの映える場所がある。濠端や橋梁からの水面、緑、石垣が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	●濠端等の眺望点からの眺めの対象となる建築物等は、良好な眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分配慮すること。 ・内濠に面する建築物は、内濠へ向けて正面性のある配置とすること。 ・眺望点では、建築物等や植栽で眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・散策路沿いには、眺めを楽しむことのできる眺望点を適切に配置すること。 ・高層ビルのまとまりある夜間景観を形成するため、照明計画に配慮すること。
敷地の履歴 ＜風格ある都心＞	新たに計画される建物は、地域に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■地域や境界単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。 ・建築物の更新等に際しては、歴史的に継承されてきた街区構成を尊重し、現在の街区を基本として細分化などを行わないよう努めること。 ・歴史的建造物等は、重要な景観資源として尊重し、できる限り保全・活用に努めること。
壁の表情 ＜文化の香るまち＞	表情豊かな壁面は、この境界の歴史的な蓄積と先端性を継承し、表現してきた。街並みに影響を与える建物正面の壁面は、表情豊かに、かつ主張し過ぎないようにしつらえる必要がある。	■地区の歴史を伝える建物の壁面がある場合は、その壁面デザインを継承するなどの工夫をすること。
2. 育む自然		
つながる緑	敷地内の空地には、並木などの緑地空間が形成されている。隣地の緑や公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	■内濠など緑の多い場所に接する敷地は、緑を敷地内に取り込むなど既存の緑と関連付けること。 ・皇居などに生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ■歩道状空地の緑化では、無理に高密度な列植とせず、既存街路樹を活かした樹種を植えるなど連続性を考慮すること。 ・敷地が限られている場合などは、壁面や屋上、窓先を緑化するなど、できる限り緑を配置するよう工夫すること。
水辺のにぎわい 水のある場所 ＜歴史にふれる水辺＞	日本橋川は、大手町地区の数少ない貴重な水辺空間である。水辺に面する敷地は、多くの人々に開放し、緑にあふれ心地よい風を感じられる、視界の開けた水辺づくりを行うことで、憩いの場となり境界の魅力向上につながる。	●川沿いの敷地は、水際にオープンスペースを確保し、それらを連続的につなげることで開放的な水辺空間の創出に配慮すること。 ・旧常磐橋や石垣などの歴史的な資源を維持・保全し、魅力ある景観づくりに活用すること。 ・日本橋川にかかる高速道路高架の今後の撤去の方向性を見据えて、開放的な親水空間を創出するために、川に面する敷地においてはオープンスペースを確保すること。
季節を感じる 草花	道端や街角などで育てられた花は、道行く人々に安らぎを与えるだけでなく、地域での維持管理意識や日常生活における人々のつながりにも寄与する。	■道路沿いや広場など、人の目に触れやすく、一休みできるような場所に、草花を配置すること。

キーワード	意味	指針
3. 多様な境界		
広場から広場 ＜つながる オープンスペース＞	敷地内に設けた広場を視覚的にも機能的にも連続させることで、人々の生活をつなぎ、より大きな共有空間とすることができる。	■建物、歩道、広場を連続的に歩けるように配慮すること。 ■計画地に隣接する歩道状空地や広場は、相互につながるように配慮すること。
路面のにぎわい	この境界は、働く人々や買い物客など様々な人々が訪れる中心的な場所であり、プロムナード※となる通りを形成することで、生き生きとした都市活動を支え、境界の魅力向上につながる。	・歩道に沿って一体的な公開通路等を設けて、ゆとりある歩行者空間を確保すること。 ●丸の内仲通り等では、低層部店舗の表情やにぎわい感が連続するように配慮すること。 ●大手町・八重洲周辺では、建物の配置や形態、壁面の表情などに配慮し、建物廻りのオープンスペースやゆとりある歩行者空間の確保に努めること。
歩行路のつながり	歩行路は、人々の活動をつなぎ合わせ、生活を支える基盤となる。ひとつながりの歩行路が境界の中で連続的に確保されることで、安心で快適な活動の場が生まれる。	■歩行路ネットワークを充実させるため、街区内に歩行路を設けるなど工夫をすること。 ●道路沿いのオープンスペースは、ゆとりある空間にするため、歩行者空間につなげる工夫をすること。 ・歩行路ネットワークでは、前面道路との段差をなくし、街路樹、街路灯、舗装材、案内サインを統一するなど連続させるように努めること。
間口の分節・高さの分節 ＜秩序ある街並み＞	連続する建物の間口のリズムが、道行く人々に心地よい視覚効果を与え、統一感のあるたたずまいを生む。 建物の高さが揃った街並みは、個々の建物が全体としてつながっている印象をもたらし、道行く人々に安定感や安心感、さらには都市の風格をもたらし。	■街並みを構成する建物の間口の尺度を尊重し、既存の街並みのリズムを損なわないよう配慮をすること。 ■大街区の数地では街区方向に長大、均一、単調な壁面の連続を避け、巨大な壁のようにしないこと。 ●高層部分は、皇居側からの眺めの対象となるため、巨大な壁の連続とならないよう配慮すること。 ■既存の街並みの高さのつながりを尊重する。 ■街並みの高さを超える建物を建てる場合は、低層部とのつながりとスカイラインの高さのつながりに注意して壁面を分節するなどの工夫をすること。 ●丸の内・有楽町・日比谷周辺では、連続した秩序と風格のある街並みを形成するため、低層部は高さ31mの軒線の連続性を継承すること。
4. 豊かなつながり		
あかりをつなげる	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	●夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行うこと。
人が集う場所	地域には活動の結節点として自然に人々を集め、交流できる場所が必要である。東京駅前広場、行幸通り、各建物の公開空地などは、緊急時にも避難場所となり、まちにとって不可欠な共有財産となる。	■主要な歩行路が交わる場所では、働き、集う人々が活用できる場所を生み出すようにする。 ・大規模開発で創出するオープンスペースは、地域にふさわしい周辺地域とも連携した回遊性の高い交流空間となるよう工夫すること。

※プロムナード：樹木やアート等が設置され、歩行者が歩いて楽しめるよう工夫のされた川沿いや公園等に設けられた散策道。

キーワード	意味	指針
5. 首都の風格		
都市の門 ＜首都東京の顔＞	行幸通りや都道 406 号皇居前鍛冶橋線、晴海通りなどの主要な通りは、隣接する境界との境界となっている。これらの通りの主要な結節点は、いわば都市の門として機能し、地域の個性を際立たせることになる。	・都道 406 号皇居前鍛冶橋線、晴海通り、永代通りなど東西方向の主要な通りが内濠と交わる場所では、境界の境界として地域の個性を際立たせるよう配慮すること。 ●行幸通りは、皇居と東京駅を結ぶ象徴的なゲート空間であることから、通り沿いの建築物等は配置・高さ、形態・意匠等に配慮すること。
目標となる建造物 ＜中心となる象徴空間＞	優れた立地性や歴史性を兼ね備えている東京駅丸の内駅舎や濠端に建つ明治生命本館等の歴史的建造物等は、広く人々に共有化された地域のランドマークとなっている。	■多くの人々に親しまれ、共有化されたランドマークをできる限り保全すること。 ■東京駅丸の内駅舎等、地域のランドマーク周辺や背景にあたる建物は、その共有化された風景が際立つように工夫すること。 ●東京駅丸の内駅舎を正面に見るヴィスタ景を際立たせるため、背景となる建築物等は配置・高さ、形態・意匠等に十分配慮すること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 界限の成り立ち ～

● 界限の概要

この界限は、桜田通りを境に東側は日比谷入江に面した低地であり、桜田通りと現・国会議事堂の標高差は20m程度あり、霞が関坂や潮見坂等により結ばれている。明治に入ると陸軍の各種施設や各国の公使館、政府高官や宮家・華族の邸宅用地として使われた。1980年代から官庁建築物の更新が活発になり、霞が関地区は100m級の高層ビルからなるスカイラインを形成しつつある。日枝神社周辺は、首相官邸の新築や山王パークタワーなど、大規模な開発が行われてきた。

● 官庁街の成立

界限の北側は、桜田濠に面して人工的につくられた高低差のある景観が続く。現・国会前庭の場所は、江戸初期は加藤清正の屋敷、その後井伊家藩邸があり、明治14(1881)年には、陸軍参謀本部が建設された場所であった。

明治4(1871)年に桜田通り西側にあった福岡藩黒田邸上屋敷に外務省が移転し、明治14(1881)年には、洋式の新庁舎が完成した。その後、明治20年代の官庁集中計画を端緒に諸官庁の霞が関への移転がはじまり、現在の霞が関・永田町における官庁街の性格が確立された。この当時桜田通り東側には、司法省（現・法務省）、海軍省、東京裁判所の3建築しか実現しなかったが、震災後、昭和4(1929)年に都市計画決定され、西側には外務省につらなり内務省、警視庁、昭和8(1933)年には文部省（現・文部科学省）が建設された。大蔵省（現・財務省）は昭和9(1934)年に着工したが、日中戦争で中断、昭和15(1940)年に仮竣工して大手町から移転した。

地域の中でも少し小高い位置には、昭和4(1929)年の首相官邸をはじめ、昭和11(1936)年には国会議事堂、さらに戦後は三宅坂に最高裁判所が造られ、三権の丘と呼ばれるようになった。

警視庁建設の際、望楼論争が起きて、昭和8(1933)年、美観地区が日本で初めて指定され、当時所管だった警視庁により高さ規制が行われた。

● 日枝神社と祭礼

日枝神社は、江戸期には山王権現と呼ばれ、江戸初期には、三宅坂上にあり、明暦大火後に現在地へ移転となった。山王祭礼は山下門から山車や附祭の神輿を供奉するための45番もある山車等が入り、霞が関周辺の武家屋敷で休息することで氏子町と武家との交流が進んだ。

● 溜池の埋め立て

赤坂地区との境にあった溜池は、江戸初期には上水として使われていた。明治に入り、順次狭められ、明治21(1888)年には宅地化されてしまった。



昭和初期の
国会議事堂と参謀本部



明治初期の桜田濠



関東大震災復興後の桜田通り



昭和初期の国会通り

(1) 界限別景観の特性

●立法・行政・司法の中枢となる風格ある景観

明治以来、わが国の立法・行政・司法の中心地区として、高幅員の街路と大街区の敷地割に、官庁の建物や、国会議事堂をはじめとする歴史的建造物が整然と建ち並ぶことによって、風格ある美観が形成されています。



霞が関の官庁街

●地形の起伏が生み出す景観

台地と低地が交わる場所に位置することから、地形の起伏が変化のある景観を生み出しています。とりわけ、台地の上に立つ国会議事堂や最高裁判所は、境界のランドマークとしてシンボリックな眺望景観をつくっています。三宅坂などの桜田濠沿いにおいては、地形の高低が変化しながら濠の水面や皇居の緑、官庁街の建物がパノラマ的に広がる躍動的な濠端景観が展開しています。



国会前庭から桜田濠を望む

●主な通りとその特性

霞が関地区を縦断する桜田通りは、桜田門をアイストップ*とするシンボリックな通りであり、内濠と外堀通りをつなぐ官庁街の骨格軸ともなっています。また、日比谷から霞が関、永田町を東西に貫く国会通りや、桜田門前から国会議事堂の正門に向かう通りなどは、国会議事堂をアイストップとする境界のシンボリックな通りとなっています。

※アイストップ：建築物の連続する壁面や、街路樹等による視線をある方向に誘導するとともに、その最奥部に建築物やモニュメント等の象徴的な対象を置くことにより、より一層、その方向性、象徴性が意識された景観。主に、人々の注意を向けるように意識的に置かれたものなどを指す。



国会議事堂前の通り

●境界の風格を支える景観資源

国会議事堂、最高裁判所、法務省旧本館など、我が国の立法・行政・司法を司る機関であると同時に、近代日本を象徴する建築物が存在しており、また日本初の100m超の高層ビルである霞が関ビルが建っています。徳川将軍家の産土神をまつる神社として知られる日枝神社は、人々の心のより所となっており、万治2(1659)年に造営された本殿をはじめとして、大鳥居や境内の森は、境界の貴重な景観資源となっています。



法務省旧本館



日枝神社

(2) 界限別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

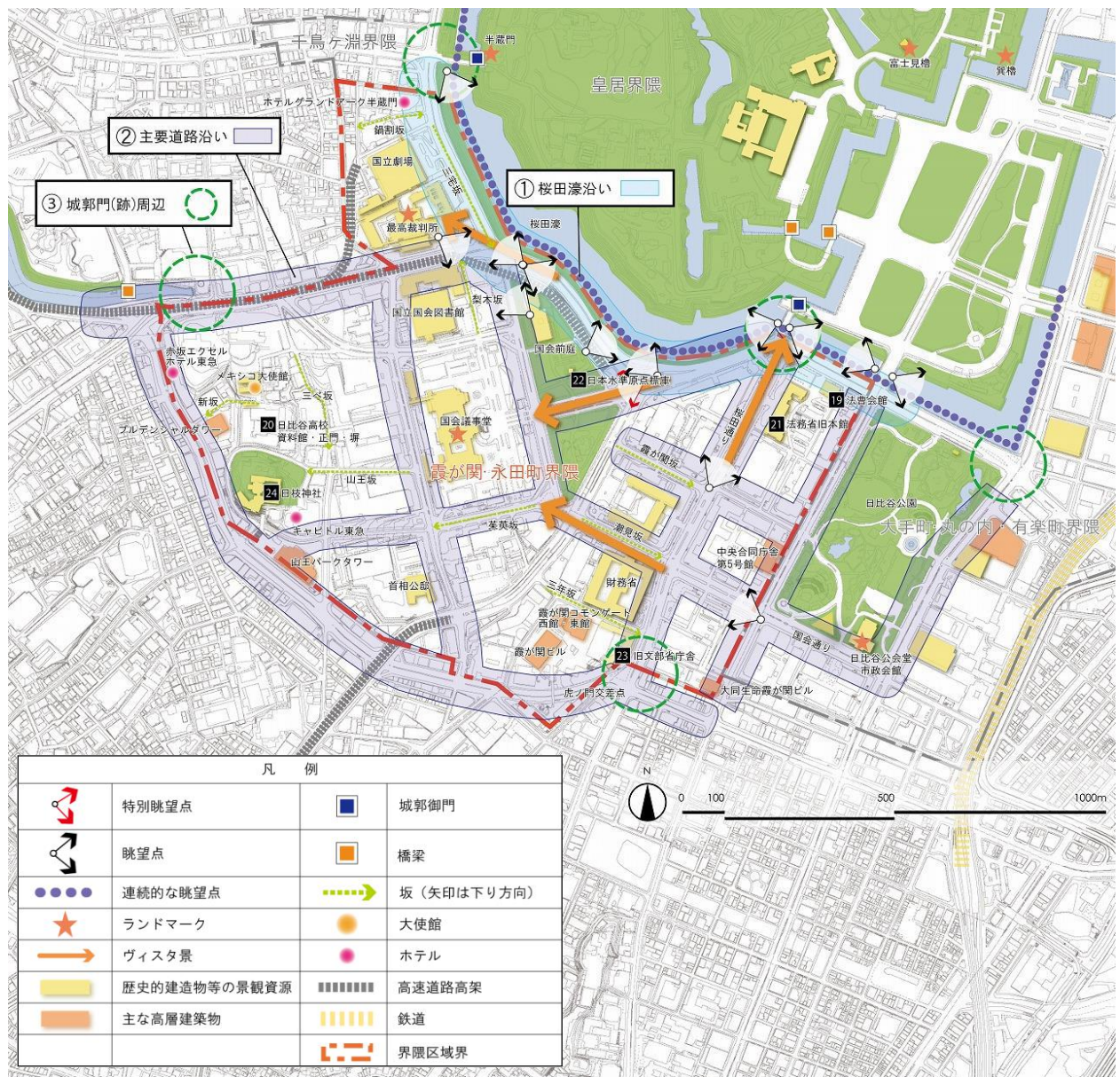
■ 界限共通

- 本地区は、中央官衙計画により築かれてきた大街区の官庁街であり、国会議事堂をはじめとする歴史的な官庁建築物が整然と配置され、また国会前庭や日枝神社などの豊かな緑地が地区を覆っている。こうした歴史と自然が織りなす街並みを活かし、国家の中枢を支えてきた官庁街にふさわしい重厚な景観を形成していく。
- 国会議事堂は界限の代表的なランドマークであり、緩やかな丘陵地の上でその偉容を誇っている。議事堂の配置は明治期の官庁集中計画の産物であり、このとき意図された議事堂に対するヴィスタ景を歴史的にも重要な象徴的な景観として保全していく。
- 内濠、国会前庭、日比谷公園、日枝神社等の緑を核としながら、沿道緑化、敷地内の緑と連続性を持たせ、緑のネットワークを形成する。

■ 通り・水辺

- | | |
|------------|--|
| ①三宅坂の桜田濠沿い | ○皇居側に広がる濠の水面や石垣、皇居の森や、もう一方に広がる国会前庭の緑や官庁街の建築物などが、地形の高低の変化とともに連続的に展開するパノラマ景観をつくり出していることから、今後ともこの景観を保全していく。 |
| ②主要道路沿い | ○歩道に面して空地を設け、隣り合う敷地の空地をつなげるなど歩行路ネットワークを形成する。特に大規模な開発においては、通り抜け通路を設けるなど周辺の歩行者動線に配慮する。 |
| ③城郭門（跡）周辺 | ○桜田門、半蔵門、虎ノ門跡、赤坂見附跡等の城郭門（跡）は、界限の結節点として際立たせるよう配慮する。また、城郭門（跡）周辺等のゲート性を踏まえて、主要道路沿いの建築物等は、配置・高さ、形態・意匠等に配慮する等、資源を活かした景観を形成していく。 |

■ 景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■ 主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
19	法曹会館	霞が関 1-1-1	景観まちづくり重要物件
20	日比谷高校資料館・正門・塀	永田町 2-16-1	景観まちづくり重要物件
21	法務省旧本館	霞が関 1-1-1	重要文化財
22	日本水準原点標庫	永田町 1-1	重要文化財／都指定有形文化財
23	旧文部省庁舎	霞が関 3-2-2	国登録有形文化財
24	日枝神社（境内末社山王稲荷神社本殿）	永田町 2-10-5	区指定有形文化財

②景観まちづくりの指針 <>は美観地区ガイドプランから継承するキーワード

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所 ＜地形に連なるパノラマ景観＞	この境界は、内濠沿いに接するため、眺めの映える場所がある。濠端や国会前庭からの水面、緑、石垣が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	●濠端等の眺望点からの眺めの対象となる建築物等は、良好な眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分配慮すること。 ・内濠に面する建築物は、内濠へ向けて正面性のある配置とすること。 ・眺望点では、建築物等や植栽で眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・散策路沿いには、眺めを楽しむことのできる眺望点を適切に配置すること。 ・高層ビルのまとまりある夜間景観を形成するため、照明計画に配慮すること。
敷地の履歴 ＜重厚な街並み＞	新たに計画される建物は、地域に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■地域や境界単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。 ・建築物の更新等に際しては、歴史的に継承されてきた街区構成を尊重し、現在の街区を基本として細分化などを行わないよう努めること。 ・歴史的建造物等は、重要な景観資源として尊重し、できる限り保全・活用に努めること。
2. 育む自然		
地形の継承	武蔵野台地の突端に位置するなどの立地や地形を活かし、自然で魅力的な環境を創出する。	・地形の起伏を十分活かすよう、建物の高さや配置、形態などに配慮すること。 ■敷地内の美しい場所や眺めの映える場所は、共有の場として活用できるよう努めること。 ■歴史を伝える大樹などは、できる限り維持・保存すること。
つながる緑	主要道路沿いは、さくら並木、街路樹など、既存のまとまった緑地空間が形成されており、こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	・皇居などに生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ■歩道状空地の緑化では、無理に高密度な列植とせず、既存街路樹を活かした樹種を植えるなど連続性を考慮する。 ・敷地内の空地には、隣接する敷地につながる緑を形成するように配慮すること。
3. 多様な境界		
歩行路のつながり	日比谷公園から霞が関、永田町、赤坂見附に至る東西の歩行者動線を有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すことになる。	■歩行路ネットワークを充実させるため、街区内に歩行路を設けるなど工夫をすること。 ●道路沿いのオープンスペースは、ゆとりある空間にするため、歩行者空間につなげる工夫をすること。 ・歩行路ネットワークでは、前面道路との段差をなくし、街路樹、街路灯、舗装材、案内サインを統一するなど連続させるように努めること。
4. 豊かなつながり		
あかりをつなげる	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	●夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行うこと。

キーワード	意味	指針
5. 首都の風格		
都市の門	桜田門、半蔵門、虎ノ門跡、赤坂見附跡等の城郭門（跡）は、隣接する境界との境界となっている。これら主要な結節点は、いわば都市の門として機能し、地域の個性を際立たせることになる。	・ 桜田門、半蔵門、虎ノ門跡、赤坂見附跡等の城郭門（跡）は、境界の結節点として際立たせるよう配慮すること。 ・ 城郭門（跡）周辺等のゲート性を踏まえて、主要道路沿いの建築物等は、配置・高さ、形態・意匠等に配慮すること。
通りの秩序	通りの性格に応じて街並みがつくられれば、まちは奥行きのある秩序を生み出すことができる。	■ 主要道路等の通りの特性を見極め、通りの性格にふさわしい敷地利用と建築計画に努めること。
目標となる建造物 <丘の上のランドマーク>	すぐれた立地性や歴史性を兼ね備えている国会議事堂や法務省旧本館、最高裁判所等の建築物は、広く人々に共有化された地域のランドマークとなっている。	■ 多くの人々に親しまれ共有化されたランドマークをできる限り保全すること。 ■ 国会議事堂等、地域のランドマーク周辺や背景にあたる建物は、その共有化された風景が際立つように工夫すること。 ● 国会議事堂を正面に見るヴィスタ景を際立たせるため、背景となる建築物等は配置、高さ・規模、形態・意匠等に十分配慮すること。
中心にふさわしい広場	境界には中心的な広場が必要であり、適切に計画された広場は周辺の建物のみならず地域を活性化させる。	■ 敷地内の広場は、地域で不足している機能を把握して、人々が自然に集まれる空間にすること。 ■ 広場内に通行動線や建物出入口に対するアプローチ動線に分断されない、たまり空間を配置すること。 ■ 既存の重要な公園や広場等に隣接する建築物は、広場等を活かすように配置、形態・意匠に配慮すること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

～ 界限の成り立ち ～

● 界限の概要

皇居の西部から北西部にかかる地区で、山の手台地の上にあたる場所である。江戸期には、半蔵門から延びる甲州街道（現・麹町大通り）沿いは町人地がつくられていた。北側の千鳥ヶ淵は蓮池濠を経て、日比谷入江に入る川を代官町で堰きとめてできたものであった。

● 江戸の火除地、英国大使館の建設

元禄期、度重なる大火で、半蔵濠から千鳥ヶ淵沿いは大規模な火除地となり、その後、武家地となったが、濠沿いは火除地のままであった。明治5(1872)年、英国大使館が大名屋敷跡に建設され、アーネストサトウによりさくらが植えられ、大正期にはさくらの名所となっていた。

明治34(1901)年には、代官町から番町に至る土橋が作られ、明治41(1908)年には半蔵門は閉鎖され、大震災後、英国大使館東側に道が作られ、現在のよう形となった。

● 招魂社（靖国神社）の新設

千鳥ヶ淵沿いの国有地には、大臣官邸や新政府の官吏の宅地や華族の邸宅として利用された。

明治2(1869)年には、九段坂上の幕府歩兵屯所跡に招魂社が新設され、明治12(1879)年には靖国神社と改称され、明治26(1893)年、大村益次郎の銅像が、東京で初めての銅像として建設され、以後九段坂は特別な坂となった。

関東大震災後の復興事業により九段から半蔵門方向へぬける内堀通り（青葉通り）がつくられ、千鳥ヶ淵通り沿いの路面電車も移された。

● 千鳥ヶ淵緑道の整備

千鳥ヶ淵緑道は、明治40(1907)年から昭和43(1968)年まで運行されていた市電の軌道跡に、昭和54(1979)年に整備された。

皇居西側の千鳥ヶ淵に沿い千鳥ヶ淵戦没者墓苑入口から靖国通り沿いまで伸びる全長約700mの遊歩道である。整備当初に主にソメイヨシノを歩道内に約100本（千代田区管理）、濠法面に50本（環境省管理）植えている。



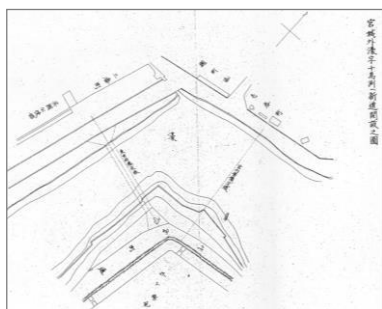
震災復興後の内堀通り、黒い部分に路面電車が走る



千鳥ヶ淵



靖国神社前



市区改正期に整備された土橋



昭和初期の英国大使館前のさくら並木



昭和29(1954)年に開設された千鳥ヶ淵ポート場

(1) 界限別景観の特性

● 落ち着きある閑静な界限

千鳥ヶ淵と半蔵濠に面するこの界限は、皇居の西側の高台に位置し、江戸期の武家屋敷の面影を残す大きな敷地割から醸し出される落ち着きとゆとりある街並み景観が形成されています。

特に英国大使館は、緑に囲まれた屋敷町にふさわしい風格と気品を感じさせる景観を形成しています。



千鳥ヶ淵

● 濠端や神社の緑豊かな景観

千鳥ヶ淵や半蔵濠の緑だけでなく、千鳥ヶ淵緑道や靖国神社の緑は、都心の貴重な緑であり、さくらの名所としても親しまれています。

半蔵濠に面した千鳥ヶ淵公園は、人々の憩いの場となっており、また公園と隣接した英国大使館沿いの道路も、広い歩道とさくらやユリノキの並木がゆとりある印象を与えています。



千鳥ヶ淵公園

● 主な通りとその特性

南北に通る内堀通りは、英国大使館とその脇の並木道の佇まいや靖国神社の南鳥居を望むヴィスタ景などにより、本界限を特徴づけています。

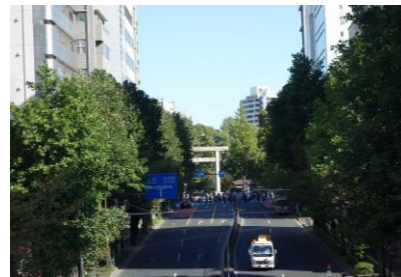
また、英国大使館前は、塀がまっすぐに伸び、土と石の歩道のさくら並木となっており、内堀通りを挟んで濠に面した千鳥ヶ淵公園とともに、落ち着きを感じさせる静寂な並木道を形成しています。

千鳥ヶ淵緑道は、千鳥ヶ淵が眺望できるさくらの名所としてだけでなく、緑豊かで閑静な空間として人々に安らぎと潤いを与えています。

麹町大通り(新宿通り)は、内堀通りと接する半蔵門交差点にある半蔵門と皇居の緑がアイストップとなるヴィスタ景をつくり出し、江戸の歴史的な都市構造を今に伝えています。



半蔵門



内堀通りから靖国神社の鳥居を望む

● 界限の閑静な雰囲気伝える景観資源

英国大使館は、周辺のさくら並木とあいまって、界限の落ち着きある景観のシンボリックな存在となっています。また、靖国神社の境内にある鳥居や本殿、大村益次郎像、いちよう並木や九段坂公園内にある常燈明台など、数多くの景観資源が残っています。



英国大使館

(2) 界限別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■ 界限共通

- 濠の水と緑、豊かな並木を保全するとともに、高台のゆとりある街並みを今後とも継承し、より魅力的な景観の創出を図っていく。
- 落ち着きある連続的な街路景観を維持・保全し、都市の歴史を体験できる空間、連続的な眺望を提供する歩行者空間の充実を図る。
- 英国大使館前の静寂な並木道の豊かな緑を維持・保全するとともに、落ち着きのある景観を継承していく。
- 内堀通りの緩やかに起伏する坂から靖国神社の南鳥居を望むヴィスタ景を活かすとともに、象徴的な空間に向かう街路景観を維持・保全していく。

■ エリア

- ①千鳥ヶ淵、半蔵濠に隣接した街区（内濠沿い）
 - 濠との近接性を高めていき、またこれらの特徴ある緑地をつなげることで、濠端の親水空間のネットワークを形成していく。

■ 通り・水辺

- ②半蔵門周辺及び麴町大通り(新宿通り)沿道（半蔵門周辺）
 - 半蔵門の象徴性を活かした皇居へのゲート空間を創っていく。

■ 景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■ 主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
25	靖国神社本殿	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
26	靖国神社拝殿	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
27	靖国会館	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
28	到着殿	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
29	靖泉亭	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
30	能楽堂・舞台	九段北 3-1-1	景観まちづくり重要物件
31	遊就館	九段北 3-1-2	景観まちづくり重要物件

②景観まちづくりの指針 <>は美観地区ガイドプランから継承するキーワード

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所 ＜高台のゆとりある街並み＞	この境界は、千鳥ヶ淵緑道、千鳥ヶ淵公園など眺めの映える場所がある。水面、緑、土塁が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	● 濠端等の眺望点からの眺めの対象となる建築物等は、良好な眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに、高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分配慮すること。 ・ 内濠に面する建築物は、内濠へ向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。 ・ 眺望点では、建築物等や植栽で眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・ 散策路沿いには、眺めを楽しむことのできる眺望点を適切に配置すること。
敷地の履歴	新たに計画される建物は、地域に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■ 地域や境界単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。 ・ ゆとりある街並みを継承するよう、街路景観の調和に配慮すること。
年輪を重ねた樹 ＜緑豊かな並木道＞	年輪を重ねた大きな樹は道行く人々の目標となるばかりではなく、街並みが増え変化していく中、ずっとそこにあり続けている存在感が安心感を与え、人々を誘う力を秘めている。	■ 歴史を伝える大樹などは、できる限り維持・保存すること。 ■ 大規模建築計画では、シンボルツリーとなる樹木の植栽を検討すること。 ・ シンボルツリーの形が際立つよう、建物の配置や外構計画に配慮すること。 ・ 大きな樹のある場所は、共有の場としてできる限り活かしていくこと。
2. 育む自然		
地形の継承 ＜歴史と緑のゲート＞	眺めの一部となる建物は敷地になじんでいる。内濠との関係性に十分配慮し、敷地のもつ特性を壊さずに活かす。	・ 地形の起伏を十分活かすよう、建物の高さや配置、形態などに配慮すること。 ■ 敷地内の美しい場所や眺めの映える場所は、共有の場として活用できるよう努めること。 ・ 丸の内側から皇居を越えて見える建築物等は、皇居の森と調和するよう、建物の高さや配置、形態などに配慮すること。
つながる緑 ＜緑豊かな並木道＞ ＜落ち着いた散策路＞	靖国神社、千鳥ヶ淵緑道、千鳥ヶ淵公園、英国大使館前遊歩道のさくら並木など、既存のまとまった緑地空間が形成されている。こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	・ 皇居などに生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ■ 千鳥ヶ淵緑道や靖国神社など緑の多い場所に接する敷地は、緑を敷地内に取り込むなど既存の緑と関連付けること。 ■ 歩道状空地の緑化では、無理に高密度な列植とせず、既存街路樹を活かした樹種を植えるなど連続性を考慮すること。 ・ 敷地が限られている場合などは、壁面や屋上、窓先を緑化するなど、できる限り緑を配置するよう工夫すること。
水辺のにぎわい ＜濠端への近接性＞	千鳥ヶ淵、半蔵濠の水辺空間は、この境界のオアシスといえる。水辺に面する敷地の利用は、多くの人々に開放し、緑にあふれ、視界の開けた水辺づくりを行うことで、絶好の憩いの場となり、境界の魅力向上につながる。	・ 千鳥ヶ淵緑道や千鳥ヶ淵公園では、親水性を活かした視点場や憩える場所づくりを行うこと。 ・ 内堀通りと千鳥ヶ淵緑道で挟まれた街区では、近接性を高めるため、通りを歩く人々が濠の存在を感じとれるように、建物の配置や形態に配慮すること。
4. 豊かなつながり		
夜のにぎわい	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	● 夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行うこと。

～ 境界の成り立ち ～

●境界の概要

九段坂は下町低地と山手を結ぶ坂で、坂下と坂上は20m余の高低差があった。眺めのよい九段坂上は、江戸期には「二十六夜待ち」が行われる場所でもあった。

竹橋近辺は、内濠と外濠（現・日本橋川）に挟まれた低地であり、江戸期には一ツ橋家などの大名屋敷が立地する地区であった。

●江戸

九段坂は、江戸期には名の通り段差があり、車の通行は困難な場所であった。元禄期には、もちのき坂との間に中坂がつくられ、神田明神の祭礼行列はこの坂を上り、田安門から上覧所（現・乾門周辺）に入った。また、九段北一丁目に飯田町があり、外濠（現・日本橋川）を通して武家屋敷を対象とした地域の商業活動の中心であった。この町は、滝沢馬琴が住んでいたことでも有名である。



江戸後期、中坂を上った神田明神社の祭礼

●路面電車

この九段坂に明治37(1904)年、路面電車が神保町から九段上へと繋がったが、急な坂の濠側に路面電車専用の緩やかな軌道敷を新たに設けたものだった。関東大震災後には、この路面電車の勾配に合わせて、坂そのものを最大で7m削ることとなった。この結果、坂上はすり鉢状になり、幅員は36mに広げるとともに、路面電車を九段坂の中心を通すように変更となった。この時、鳥居の正面にあった常灯明台[明治4(1871)年建設]は、現在地に移転となった。



江戸名所図会『九段坂』



帝都復興事業により路面電車の勾配に合わせて削られる九段坂

●靖国神社の大鳥居

大正10(1921)年に、靖国神社の大鳥居（高さ20m）が完成。この大鳥居は、腐食したため、昭和18(1943)年に撤去されたが、昭和49(1974)年、高さが25mの日本最大級のものとなって再建され、地域のランドマークとなっている。

●明治～関東大震災復興、昭和

九段坂から堀端を通る坂道があったが、明治11(1878)年に牛ヶ淵と内堀通りの間の宅地が全て靖国神社の付属地となり、公園のような使われ方となり、道路は廃止となった。関東大震災時には、山手と下町を結ぶ重要な避難場所となり、バラックによる避難民収容も行われ、復興期には仮の九段郵便局としても使われた。明治34(1901)年、帝冠様式の軍人会館（旧九段会館）が竣工し、昭和12(1937)年には愛国婦人会（戦後、千代田区役所、現・九段坂病院）が建設された。

清水門と日本橋川の間エリアは、江戸期には、御厩があり、明治期に入ると大隈重信邸となり、その後、フランス公使館（現・千代田区役所）として使われた。

竹橋近辺は、明治以降には、文部省や学校へと変わり、昭和39(1964)年頃には、日本橋川の上に高速道路が架けられ、昭和41(1966)年には、パレスサイドビルが完成した。



関東大震災直後の牛ヶ淵



牛ヶ淵より神田方面を望む
右手に旧九段会館が見える

(1) 界限別景観の特性

●内濠・日本橋川に囲まれた水辺空間

山の手の台地と下町の低地との境に位置する本界限は、地形の起伏が大きく、高台と低地を結ぶ九段坂や高低差のある濠、雁行する土塁によって、ダイナミックな景観が生まれています。

竹橋近辺は、牛ヶ淵、清水濠、大手濠等の内濠と外濠（現・日本橋川）に挟まれた帯状のエリアで、江戸期における屋敷町の大きな敷地割りを継承するオフィス群が建ち並んでいます。



九段坂

●歴史に触れる水辺空間

牛ヶ淵、清水濠、大手濠と連なる内濠や、震災復興橋梁の一本橋等が架かる日本橋川の周辺は、歴史的な蓄積を有する貴重な親水空間となっています。



牛ヶ淵



大手濠

●江戸城の遺構や震災復興橋梁等の心のよりどころとなる景観資源

日本武道館や靖国神社などの市民に親しまれるランドマークや、平川門、清水門、田安門、旧江戸城の石垣など江戸の歴史を残す建造物を眺望でき、そして震災復興橋である雉子橋や一ツ橋、常燈明台、旧九段会館といった近代以降の建造物が数多く点在し、江戸と東京の歴史を感じることでできる景観が形成されています。



雉子橋

(2) 界限別景観形成の方向性及び指針

①景観まちづくりの方向性

■境界共通

- 山の手の台地と下町の低地が重なり合う九段周辺の起伏のある地形、内濠の水面が間近に意識できる竹橋周辺の平坦な地形といった特徴的な地形を活かした魅力ある街並み形成を図る。
- 靖国神社や旧九段会館などの歴史的建造物、濠、さくらや松の木立などの景観資源を維持・保全する。

■通り・水辺

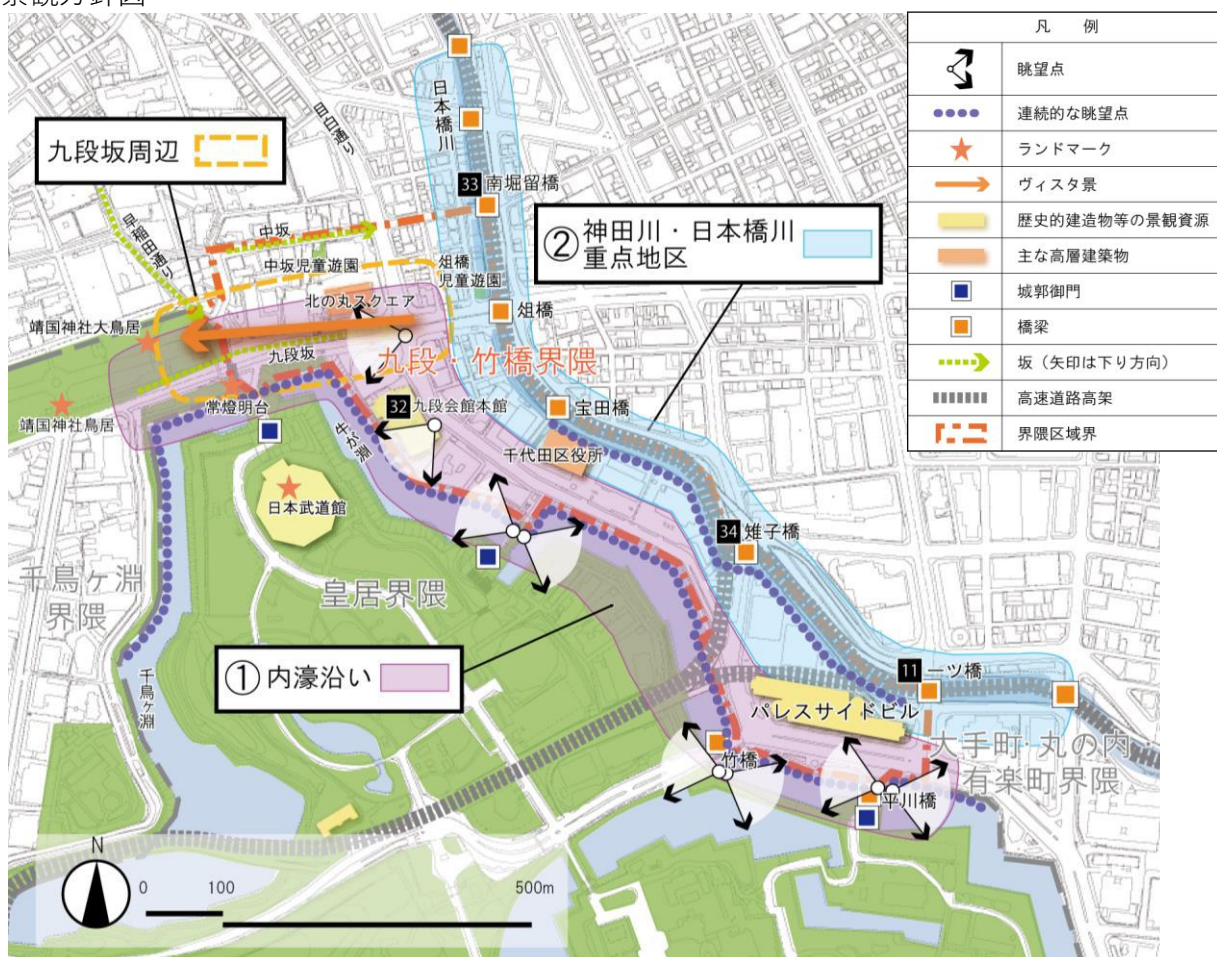
①内濠沿い

- 内濠や日本橋川に接する場所では、土地利用の特徴に応じた魅力ある親水空間を創出し、それらをつなぎ合わせることでネットワークを形成し、水辺の開放的な景観形成を図る。特に、内濠と日本橋川をつなぐ歩行者動線やオープンスペースのネットワークを形成する。

②日本橋川重点地区

- 日本橋川重点地区では、日本橋川との関係性に十分に配慮し、橋からの眺めに配慮するとともに、対岸からの眺望を阻害しないように景観を形成し、親水空間としての魅力を高める。

■景観方針図



※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30 都市基交著第 44 号

■主要景観資源リスト[令和 2 (2020) 年 7 月現在]

番号	名 称	所在地	
32	九段会館本館	九段南 1-6-5	景観まちづくり重要物件／国登録有形文化財
11	一ツ橋	一ツ橋 2～一ツ橋 1	景観まちづくり重要物件
33	南堀留橋	九段北 1～神田神保町 3	景観まちづくり重要物件
34	雉子橋	一ツ橋 2～九段南 1	景観まちづくり重要物件

②景観まちづくりの指針 <>は美観地区ガイドプランから継承するキーワード

キーワード	意味	指針
1. 歴史を刻む場所		
眺めの映える場所 ＜水辺のランドスケープ＞	この界限は、九段坂、竹橋、平川橋など眺めの映える場所がある。水面、緑、土塁が調和する開放的な眺めは、都心で暮らす人々、活動する人々にとって、歴史及び自然を感じさせ、大いなる安らぎと潤いを与えている。	● 濠端等の眺望点からの眺めの対象となる建築物等は、良好な眺めを阻害しないよう建物配置を行うとともに高さの分節、壁の表情など、眺めへの調和に十分配慮すること。 ・ 内濠に面する建築物は、内濠へ向けて正面性のある配置又は表情とし、道路側から敷地又は建物を通して水面側を望めるつくりを工夫すること。 ・ 眺望点では、建築物等や植栽などで眺望を阻害しないよう配慮すること。 ・ 散策路沿いには、眺めを楽しむことのできる眺望点を適切に配置すること。
敷地の履歴 ＜歴史を刻む坂＞	新たに計画される建物は、地域に溶け込むよう、まちの移り変わりの中で踏襲されてきた敷地利用の履歴を踏まえた考え方などを尊重する。	■ 地域や界限単位での変遷図から、敷地の履歴を読み込み、計画、設計に反映すること。 ・ 歴史的建造物等は、重要な景観資源として尊重し、できる限り保全・活用に努めること。
年輪を重ねた樹	年輪を重ねた大きな樹は、道行く人々の目標となるばかりではなく、そこにあり続けている存在感が安心感を与える。	■ 歴史を伝える大樹などは、できる限り維持・保存する。 ■ 大規模建築計画では、シンボルツリーとなる樹木の植栽を検討すること。 ・ シンボルツリーの形が際立つよう、建物の配置や外構計画に配慮すること。 ・ 大きな樹のある場所は、共有の場としてできる限り活かしていくこと。
2. 育む自然		
地形の継承 ＜濠端の連なる空間＞	眺めの一部となる建物は敷地になじんでいる。九段坂や内濠との関係性に十分配慮し、敷地のもつ特性を壊さずに活かす。	・ 地形の起伏を十分活かすよう、建物の高さや配置、形態などに配慮すること。 ・ 内濠に直接面する場所では、濠沿いを一般に開放し、親水性の向上に努めるとともに濠への眺めを確保すること。 ■ 敷地内の美しい場所や眺めの映える場所は、共有の場として活用できるよう努めること。 ■ 歴史を伝える大樹などは、できる限り維持・保存すること。 ・ 丸の内側から皇居を越えて見える建築物等は、皇居の森と調和するよう、建物の高さや配置、形態などに配慮すること。
つながる緑	九段坂の街路樹などは、既存のまとまった緑地空間が形成されている。こうした公共空間の既存の緑と一体化させるよう新たに緑を配置することで、環境の豊かさをつなげることができる。	・ 皇居などに生息する生物に配慮し、地域に合った在来樹木を活用すること。 ■ 九段坂や内濠など緑の多い場所に接する敷地は、緑を敷地内に取り込むなど既存の緑と関連付けること。 ■ 歩道状空地の緑化では、無理に高密度な列植とせず、既存街路樹を活かした樹種を植えるなど連続性を考慮すること。 ・ 敷地が限られている場合などは、壁面や屋上、窓先を緑化するなど、できる限り緑を配置するよう工夫すること。

キーワード	意味	指針
水辺のにぎわい 水のある場所 ＜歴史にふれる水辺＞	江戸期の象徴であった日本橋や震災復興橋梁の一ツ橋等が架かり、歴史的にも貴重な空間である日本橋川の周辺では、歴史的な景観資源を活用した景観形成を図り、親水空間としての魅力を高める。	- 橋梁や石垣などの歴史的な景観資源を維持・保全するとともに、景観まちづくりに活用し、魅力ある河川として再生するを図ること。 - 日本橋川に面する建物は、橋梁や石垣などの歴史的資源との調和に配慮すること。 - 建物は、川へ向けて正面性のある配置や壁の表情に配慮すること。 - 日本橋川にかかる高速道路高架の今後の撤去の方向性を見据えて、開放的な親水空間を創出するために、川に面する敷地においてはオープンスペースを確保すること。
3. 多様な境界		
歩行路のつながり ＜歴史にふれる水辺＞	内濠や日本橋川の水辺を有機的にネットワークさせることは、回遊性が高まり、境界の魅力を引き出すことになる。	- 歩行路ネットワークを充実させるため、街区内に歩行路を設けるなど工夫すること。 - 道路沿いのオープンスペースは、ゆとりある空間にするため、歩行者空間につなげる工夫すること。 - 歩行路ネットワークでは、前面道路との段差をなくし、街路樹、街路灯、舗装材、案内サインを統一するなど連続させるように努めること。
4. 豊かなつながり		
夜のにぎわい	周辺環境に配慮しながら、魅力的な夜間景観を創出する。	●夜間の景観に配慮し、周辺の景観に応じた照明を行うこと。
小さな人だまり	人通りの多い内堀通りや日本橋川沿いから少しはずれた場所に小さな場所があると、ひとときのくつろぎや会話が楽しめ、心地よい境界の雰囲気生まれる。	- たまり空間には、よりどころとなる樹木やベンチ等を設置するよう配慮すること。 - 樹木を植える場合は、落葉樹などを用い、冬は陽だまり、夏は木陰になるよう工夫すること。
5. 首都の風格		
目標となる建造物	旧九段会館、日本武道館、常灯明台等の建築物は、広く人々に共有化された地域のランドマークとなっている。	- 多くの人々に親しまれ共有化されたランドマークをできる限り保全すること。 - 旧九段会館、日本武道館等、地域のランドマーク周辺や背景にあたる建物は、その共有化された風景が際立つように工夫すること。

●：景観まちづくり計画の景観形成基準

■：景観形成マニュアルより引用している事項

